

1. 社会情勢の変化

(1) 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会

国土交通省、最終とりまとめ：平成 28 (2016) 年 5 月

- 国土交通省では、平成 26 (2014) 年 11 月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について検討を行ってきました。

■ 最終とりまとめのポイント

- 社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき
- 新たなステージへの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点
 1. **ストック効果をより高める**
 2. **民との連携を加速する**
 3. **都市公園を一層柔軟に使いこなす**

● 今後の緑とオープンスペース政策にて重点的に推進すべき戦略

1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

- 緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮して都市のリノベーションを推進すべき
- 具体的には、緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化等を推進

2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化

- 都市公園をより柔軟に使いこなして、都市の様々な課題の解決のためにその多機能性を発揮すべき
- 具体的には、まちの魅力、価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、民間事業者による収益施設の設置促進と公園の質の向上への還元等を推進

3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

- 1.2.を行政、市民、民間事業者等各主体がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべき
- 具体的には、多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・見える化する仕組みの創設等を推進

- 検討会の成果を踏まえ平成 29 (2017) 年に都市公園法等が改正され下記の新制度が創設されました。
 - 公園整備に民間活力導入を促進することを目的に、公募設置管理制度 (Park-PFI) が創設された。
 - 占用許可による公園内での保育所等の設置が可能となった。
 - 公園管理者と地域の関係者等が密に情報交換を行い、公園の特性に応じた活性化方策や利用のルール等について取り決め実行していくことを期待し、公園管理者は、協議会を組織できるとする制度が創設された。
 - 都市緑地法の改正により、緑の基本計画の記載事項に「都市公園の管理の方針」が追加された。

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書 概要



新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

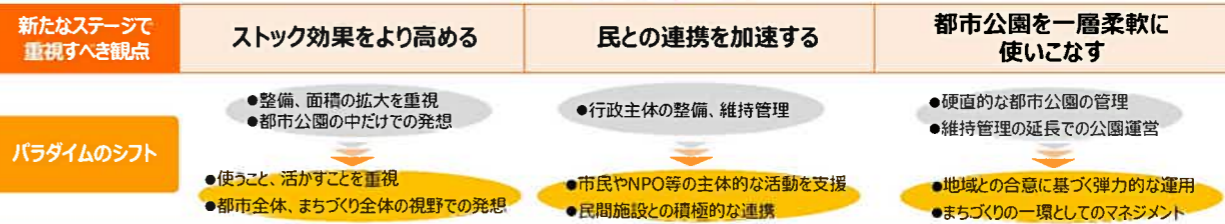
緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべき

緑とオープンスペースの多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースが持つ**多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮**すべく、その**ポテンシャルを最大限発揮させるための政策**へ移行すべき

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、**都市の再構築にあわせて緑とオープンスペースの再構築**により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、**都市のブランドとなる緑とオープンスペース**が、生物多様性に富んだ美しく風格ある都市を形成
- 地方創生が課題となっている都市において、**地域の資源を活かした個性豊かな緑とオープンスペース**が、個性と活力のある都市づくりを実現
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、**地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペース**が、やすらぎを実感できる暮らしを実現



新たなステージに向けた重点的な戦略

1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

緑とオープンスペースの、**都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮**するための以下の施策を実施し、都市のリノベーションを推進

- (1) 緑の基本計画等による戦略的な都市再構築の推進**
多様な生物を育み、良好な都市環境を形成する根幹となる緑とオープンスペースを基軸として集約型都市構造化を進める方針など、**リノベーション戦略の方針を緑の基本計画で整理**し、計画的に推進
(施策例) ・良質な広場空間等の公共的な価値の適正な評価の検討
・広場空間の防災性向上等への公的な支援
- (2) 民の広場空間等との連携強化による緑の多価値化**
民の広場空間等との連携を強化し、温暖化対策、生物多様性の確保、防災性の向上等、緑の多面的な価値を発揮
(施策例) ・良質な広場空間等の公共的な価値の適正な評価の検討
・広場空間の防災性向上等への公的な支援
- (3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の活性化**
地域に応じた都市公園の配置と機能の再編等を戦略的に進め、都市を活性化
(施策例) ・都市の活性化、機能向上を目的とした戦略的な都市公園の再編

2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化

都市公園をより柔軟に使いこなすことで、**都市の様々な課題の解決にその多機能性を最大限発揮**できるよう、以下の施策を実施

- (1) 都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進**
まちの魅力、価値の向上に向けた都市経営の視点からの都市公園のポテンシャルを発揮するための計画に基づくマネジメントの推進
(施策例) ・都市域全体の都市公園の総合的なマネジメント計画や個別公園毎のマネジメント計画の策定推進
- (2) 地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備の推進**
子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、施設の設置を促進することで、都市公園を活性化、まちを活性化
(施策例) ・地域ニーズに応じた都市公園に設置できる施設等の拡充
- (3) 都市公園の特性に応じた多様な主体による公園運営の推進**
地域住民による主体的な公園運営や、民間事業者との連携等による収益の向上と、都市公園の管理の質の向上への収益の充当等を促進
(施策例) ・市民主体の団体や民間事業者による自律的な公園運営を可能とする制度の充実

3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

1. 2.を行政、市民、民間事業者等がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携の体制や仕組み等の充実を図る

- (1) 緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築**
緑とオープンスペースの**利活用の活性化を促進**する多様な主体との連携体制の構築
(施策例) ・地域のニーズに応じた利活用ルール等を様々なステークホルダー等と合意しながら決めていく協議会の設置
- (2) 新たなステージを支える人材の育成、活用**
都市のため、市民のための発想で施策を推進できる人材を育て、**サポートする仕組み**を設置
(施策例) ・管理運営の質を向上させるための情報交換等の定期的開催
・民間資格の活用、専門人材の派遣等の検討
・行政と市民をつなぐコーディネーター、ファシリテーターの育成
- (3) 都市公園等の品質を確保、評価する仕組み**
維持管理の技術的基準の明確化、都市公園の**管理の質を客観的に評価する仕組み**の創設
(施策例) ・都市公園や広場空間の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設

(2) 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言

国土交通省、提言：令和4（2022）年10月

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～

<各時代の社会背景>

明治6(1873)年	太政官布達 都市公園制度の始まり 名勝・旧跡等の群衆遊観の地を市民の憩楽の場として国民に開放 その後、震災時の避難地・防災拠点等として公園整備が進展	都市の近代化、震災復興・戦災復興の都市計画	
昭和30年代～	都市公園法制定(S31)、都市公園等整備緊急措置法制定(S47) 経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ	高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と過密化	
平成28(2016)年	「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書 緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する『新たなステージ』へ	人口減少・高齢化、規制緩和、地方分権、地方創生、国際的な都市間競争、インフラ老朽化と技術職員の減少	
ポストコロナの時代における人中心のまちづくりへの機運の高まり	「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり ～交流・滞留空間、開かれた心地よい空間の創出～	地球環境問題の新たな潮流 ～人と自然が共生する持続可能でレジリエントな都市の形成～	人口減少、少子高齢化への対応 ～全てのこどもの健やかな成長を目指すことも政策の推進～
	新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応 ～人中心・市民目線のまちづくり、ニーズに迅速に対応する機動的なまちづくり～	市民・事業者の意識変化 ～参画意識の高まり、官民連携による社会課題解決と新たな市場創造・成長～	デジタル・トランスフォーメーションの進展 ～既存の仕組みの変革、新たな価値創出～

新たな時代における都市公園の意義・役割
～公園本来の役割、多機能性・多様な可能性の再認識～

個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき

持続可能な都市を支える
グリーンインフラ

心豊かな生活を支える
サードプレイス

人と人のリアルな交流、
イノベーションを生み出す場

社会課題解決に向けた
活動実践の場

機動的な
まちづくりの核

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な
3つの変革

都市アセットとしての利活用
まちの資産とする

公園のストックを地域の資産と捉え、能動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高揚する

画一からの脱却
個性を活かす

公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する

多様なステークホルダーの包摂
共に育て共に創る

パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

①グリーンインフラとしての保全・利活用

- 施策の方向性
- グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定
 - 緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用
 - 緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化

②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- 公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等)
- 政策間連携による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)

重点戦略【2】 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

③利用ルールの弾力化

- 施策の方向性
- 画一的な利用ルールの見直しの促進(公園条例の方向性や選択肢の提示等)
 - 利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)

④社会実験の場としての利活用

- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(パークラボ)

重点戦略【3】 管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

⑤担い手の拡大と共創

- 施策の方向性
- 公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化
 - 利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)

⑥自主性・自律性の向上

- 担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告設置等)
- 民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

⑦公園DXの推進

デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

施策の方向性

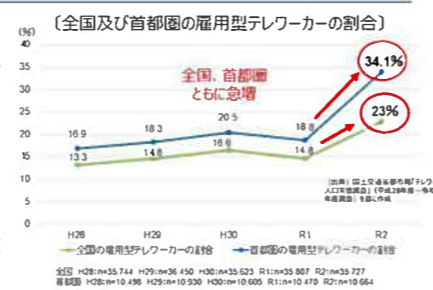
- 公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化
- データを活用したEBPM
- DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)

(3) デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 中間とりまとめ (概要)

新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化(ニューノーマル)。これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。
- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。



二地域居住をはじめ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要

目指すべきまちづくりの方向性



都市アセットを「使う」「活かす」



目指すべきまちづくりの方向性に向けた具体的な取組 (イメージ)

官民の多様な主体によるビジョンの共有
「自然や景観・歴史文化」「人や企業のつながり・コミュニティ」などの地域資本の活用

都市アセットを最大限に活用

都市アセットのポテンシャルを引き出す空間づくり

使われていない土地や限られた空間の有効活用

公共空間の可変的・柔軟な利活用

デジタル技術を活用した都市サービスの提供

まちなかでの社会実験

まちづくりの担い手、プロセスの充実

データの整備・共有に向けたルールづくり

空き地を暫定利用した広場の社会実験(福山市)

自動運転技術を活用した公園での社会実験(奈良市)

データ活用を中心とした役割を担うまちづくり団体(松本市)

データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実(松山市)

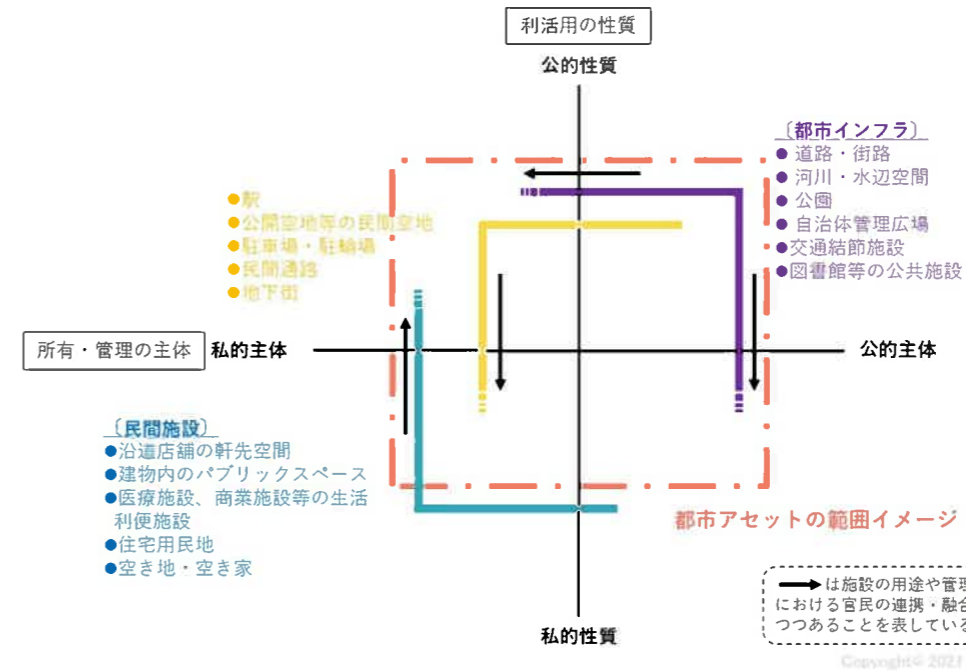
3D都市モデルの整備・活用

データプラットフォーム

国土交通省、中間とりまとめ：令和3(2021)年4月

参考資料① 施設の用途や管理の形態に着目した施設の種類と都市アセットの考え方

- ◆ 指定管理者制度や管理協定等による施設管理分野における官民連携の進展、官民の既存ストックを一体的に捉えたオープンスペース化やミクストユースの広がり等により、施設の用途や管理の形態に着目して施設を公的/私的に分類することは難しくなっている。
- ◆ 「都市アセット」への該当性は、当該施設が公的/私的性質を有するか、という観点ではなく、当該施設が都市生活の質や都市活動の利便性向上に資する都市機能を提供し得るか、という観点から判断する必要がある。



参考資料② まちづくりに活用が期待される様々な都市活動データ

【まちづくりに活用されているデータの例】

分類	新たな技術・データ	データの種類		データにより実現できること
		頻度	粒度	
人口	-			
産業	-			
土地利用	● 衛星データ(米国DigitalGlobe社等)	○	-	● 衛星データ活用による建物利用更新頻度が向上
建物	● 民間建物データ、3D都市モデル	○	-	● GIS化が容易であり、調査が効率化
都市施設	● BIM/CIM	-	-	● 3D都市モデルによるデジタルツイン化
交通	● 人流データ(携帯基地局/GPS)	○	○	● 高頻度、マイクロレベルで取得可能
	● 車両データ(ETC2.0/カーナビ)	○	○	
	● センサー(WIFI、赤外線、カメラ)	○	○	● 周遊実態等の把握
地価	● 不動産売買データ	○		● 取引情報による都市活動把握
自然的環境等	● 人流データ(携帯基地局/GPS)	○	○	● きめ細かい利用実態等把握
	● 各種センサー			
災害等	● 水位センサー	○	○	● リアルタイム災害情報把握
	● SNS等			
景観等	● 人流データ(携帯基地局/GPS)	○	○	● 観光スポット等の観光実態把握
その他	● 消費額(POS・クレジットカード等)			● 消費額などによる都市活動把握
	● 健康(アプリによる健康ポイント)			

- ◆ 新技術の進展等により、まちづくりに関わる官民の様々なデータの取得・活用が容易になり、これまでよりも、「早く(頻度)」・「細かい(粒度)」情報が取得可能。

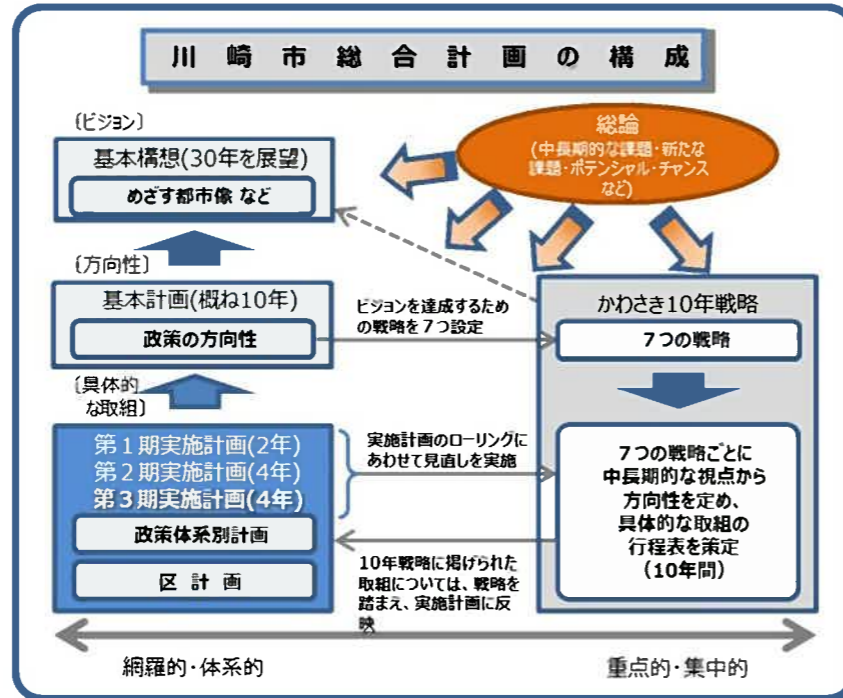
2. 関連計画等

(1) 川崎市総合計画 第3期実施計画

川崎市、令和4(2022)年3月

■ 計画の構成と計画期間

- 川崎市総合計画(平成28(2016)年3月策定)は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造であり、あわせて中長期的な課題等を踏まえた効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めています。
- 「実施計画」は中期の具体的な取組を定めるもので、計画期間は令和4(2022)年度から令和7(2025)年度の4か年となります。



■ 「かわさき10年戦略」

- 戦略4 「もっと便利で快適な 住みやすいまち」をめざす
 - (2030 ビジョン) 地域資源を存分に活かし、賑わいや、緑と水のうるおいにあふれ、誰もが笑顔でわくわく暮らせるまちをめざします。

■ 第3期実施計画における SDGs 推進に向けた方針

- 「かわさき10年戦略」による未来を見据えた施策の推進
 - 本市が推進する施策・事務事業においては、SDGsの達成期限となる令和12(2030)年にどうあるべきか、めざす未来を描きながら、そこから逆算して必要な方策を考えること(バックキャスト)が求められます。「成長」と「成熟」の好循環による、まちの持続的な発展をめざす主な取組をまとめた「かわさき10年戦略」は、経済・社会・環境の三側面の統合的な向上をめざすSDGsの考え方を踏まえて取りまとめたものです。
- 施策体系における総合計画とSDGsの関連性の明確化と活用
 - 本計画においては、政策体系別計画において関連するSDGsのゴールを示しています。SDGsのゴール・ターゲット間の相互連携(インター・リンケージ)の特徴を踏まえ、ある政策が他の政策に及ぼす影響を意識しながら、俯瞰的な視野で取組を推進します。



※「最幸」とは、川崎を幸せあふれる最も幸福なまちにしていきたいという思いを込めて使用しています。

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R7(2025)の目標	R12(2030)にめざす姿
緑と水の環境形成 (3-3-1 3-3-3 3-3-4 3-3-5)	生産緑地地区の特定生産緑地制度の周知及び指定推進などによる、都市農地の保全・活用に向けた取組の推進				市制100周年 緑化フェア開催(R6(2024))	新たな公園の価値の創造、緑あふれる公共空間の創出に向けた取組の推進	質の高い緑と水に囲まれ、誰もが憩い、集い、楽しみ、賑わいと魅力にあふれるまち
	自然と調和した多摩川の魅力向上と多様な主体と連携した賑わいの創出 わんぱくの森など、特別緑地保全地区等の更なる活用の取組の推進						
魅力にあふれる公園緑地のパークマネジメント (3-3-1 3-3-2 4-8-1)	富士見公園、等々力緑地、生田緑地の魅力向上に向けた民間活力導入等の推進				市制100周年 緑化フェア開催(R6(2024))	新たな公園の価値の創造、緑あふれる公共空間の創出に向けた取組の推進	富士見公園再編整備工事了完了予定(R9(2027)) 等々力緑地再編整備工事了完了予定(R11(2029))
	効果的な民間活用などの多様な主体との連携によるテーマ性のある魅力的な公園づくりの推進、誰もが多様に活用できる場の創出 これまでに蓄積された地域による管理や新たな担い手の確保及び育成による質の高い公園緑地の維持管理の実施と緑を学ぶ機会の創出						
地域資源等を活かした魅力的な都市空間づくり (1-4-6 3-3-1 3-3-5 4-6-1 4-6-2)	多様な主体との連携による緑を活かした公共空間づくりの推進				市制100周年 緑化フェア開催(R6(2024))	賑わいと憩いが共生する都市空間の形成	SDGs 2, 6, 11, 12, 15, 17
	道路や公園・緑地、水辺、農地等のさまざまな緑とオープンスペースのイベントや日常生活における多様なニーズに対応した柔軟な活用の推進 既存ストックや地域資源を活かしたリノベーションまちづくりの推進						

(2) 川崎市緑の基本計画

川崎市、平成30(2018)年3月

緑を取り巻く状況

川崎市の緑の概況や社会情勢を整理します

- 市域の88%が市街化区域であり、開発や相続などによる樹林地や農地の減少傾向が見られます。
- 少子高齢化の進展、都市インフラの老朽化、町内会・自治会の担い手の高齢化等、社会情勢の変化が起きている。
- 民間活力による都市公園の活性化や緑とオープンスペースの創出、都市農地の保全と活用等が求められています。



- 協働の取組を次の世代へと引継ぎ、さらに発展させていくため、協働の取組の持続性の確保を進めていく必要があります。
- 緑の保全、創出及び育成の継続により、生物多様性の確保、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和等、環境に配慮した緑の取組を進めていく必要があります。
- 蓄積された緑のストックを多様な主体とともに活用することにより、暮らしを支え高める緑の効用の発揮を進め、まちや自然環境の魅力創出、地域コミュニティ強化等を図る必要があります。

→ 緑のパートナーづくり

→ 緑の空間づくり

→ グリーンコミュニティづくり

基本理念

緑の基本計画の基本的な考え方を設定します

「多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ」

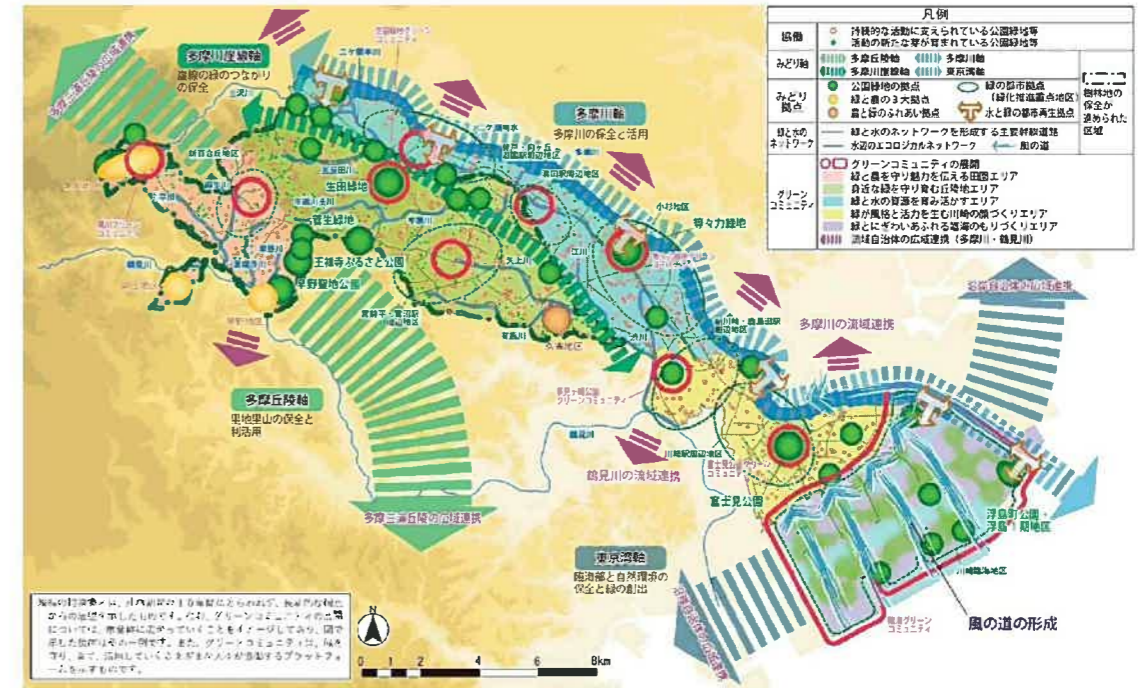
市民や民間企業など、さまざまな主体が連携して個々の特性を最大限に発揮しながら活躍できる機会と場を確保し、それぞれが緑の取組に携わることにより、緑と水のネットワーク、さらには人のネットワークの形成を進めることが重要です。

そして、市民一人ひとりが、本市の緑のストックを世代を超えた共有財産として認識し、地域への愛着や誇りを抱くようになることで、川崎独自の緑の市民文化が醸成され、市民一丸となって地球環境の改善に貢献する緑の取組がなされます。これこそが本市が目指す地球環境都市の姿です。

将来像

計画期間の10年間にとらわれず、長期的な視点から本市の緑において達成すべき姿を示します

- さまざまな主体が、幅広い世代にわたって緑を守り育てるために協働し、持続的な活動を行うことにより、多様な緑が支えられ、地域の底力となっている。
- 川崎を特徴づけるつながりのある緑が育まれ、生物多様性の保全や地球温暖化対策など地球環境に配慮した取組が行われている。
- 地域の核となる持続性のある緑が保全・創出・育成されることにより、多様な効用が発揮され、市民生活を豊かにするまちが形成されている。
- 地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成が充実することにより、身近な生活空間に四季の移ろいが実感でき、安らぎの感じられる緑豊かなまちになっている。
- 緑の空間が、多様な主体により効果的に活用され、地域コミュニティの強化やまちの賑わい創出に寄与するなど、緑によりまちの価値が高まっている。



基本方針

緑の将来像の実現に向け、その将来像と相対するように基本方針を設定します

基本方針1

多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展

地域社会が抱える緑の課題に対して、市民をはじめとしたさまざまな主体が協働し、持続的に緑を保全、創出及び育成することで、身近な生活空間の質の向上や、活気にあふれた地域コミュニティの醸成などにつながります。

基本方針2

つながりのあるみどり軸によるふるさと景観の継承と自然環境との共生

本市の骨格を形成する多摩川緑軸、多摩川緑軸、多摩川、臨海部の海を「みどり軸」と設定し、次世代に引き継ぐべき財産として、地球環境に配慮した緑の保全、創出及び育成の取組を推進します。

基本方針3

多様な機能を備えたみどり拠点による生き生きとした都市の形成

大規模な公園、まとまりのある緑地や農地、重点的に緑化を進める地区等を「みどり拠点」と設定し、それぞれの多彩な機能を高めることで、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりを推進します。

基本方針4

身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワークの充実

みどり軸とみどり拠点をつなぐための、街中や河川流域、臨海部等の緑の保全、創出及び育成により、身近な生活空間で感じられる緑を充実させるとともに、環境に配慮した住みやすいまちづくりに向け、緑の質の向上を図ります。

基本方針5

質の高い緑ある暮らしを実現するグリーンコミュニティの形成

本市に関わる多様な主体が緑を活用する「グリーンコミュニティ」を形成し、緑の効用を最大限に発揮させるためのマネジメントを推進することにより、新たなまちの活力を生み出します。

資料4 関連計画等資料

緑の基本計画区別方針の概要

■ 多摩区

● 施策の展開

○ 緑の空間づくりの展開

- 本市最大の緑の拠点である生田緑地においては、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。また、緑地内の適正な植生管理に向けた取組を推進するため、地区ごとの植生調査及び管理方針の策定を行います。
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区緑化推進重点地区においては、駅周辺の区画整理の動向を踏まえながら、今後、既存計画の改定（見直し）を行うとともに、引き続き持続的な緑化を推進し、多摩区にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。

○ グリーンコミュニティの展開

- 生田緑地に関わる多様な主体による「生田緑地マネジメント会議」が管理運営に参加することで、生田緑地の魅力を高め、まちの発展につなげる取組を進めます。

■ 宮前区

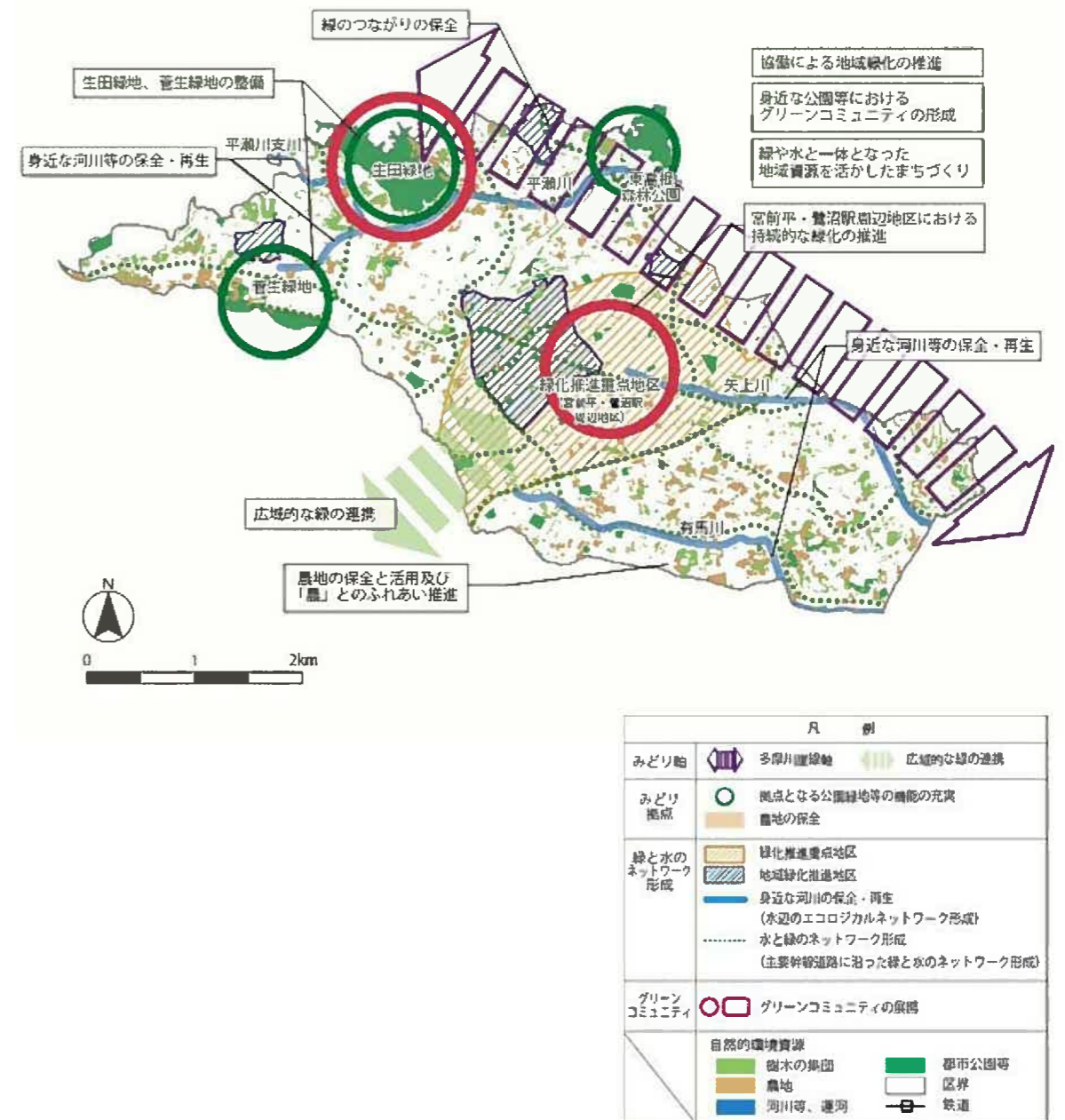
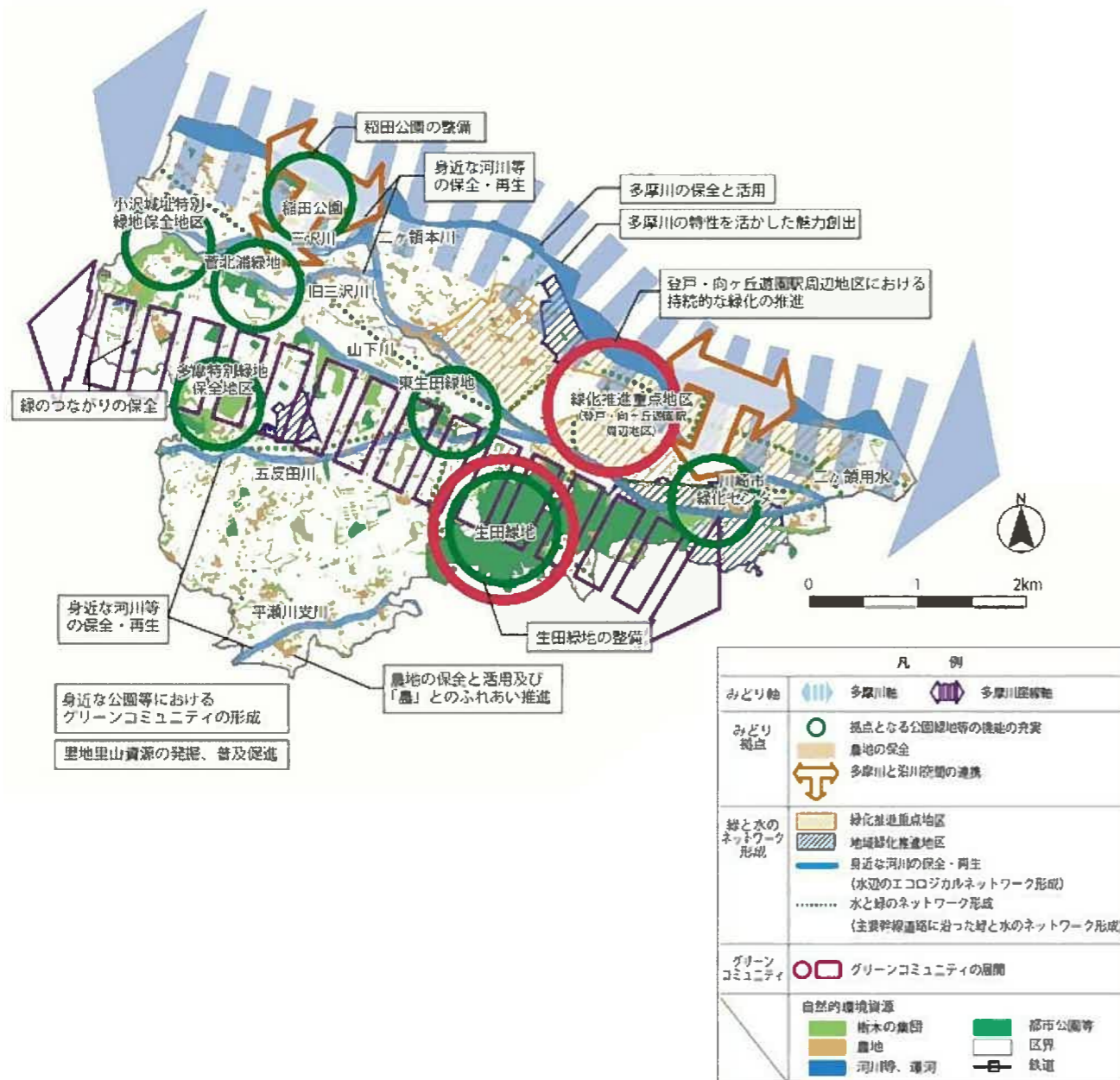
● 施策の展開

○ 緑の空間づくりの展開

- 本市最大の緑の拠点である生田緑地においては、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。

○ グリーンコミュニティの展開

- 生田緑地に関わる多様な主体による「生田緑地マネジメント会議」が管理運営に参加することで、生田緑地の魅力を高め、まちの発展につなげる取組を進めます。
- 「飛森谷戸」における「子ども自然探検隊事業」など、自然観察や里山遊びなど親子で自然体験できる機会を作り、自然を大切にする心を育み、地域に関心を持つきっかけ作りを行います。



(3) 生田緑地整備の考え方

■ 1. 「生田緑地整備の考え方」の目的と生田緑地の概要

(1) 目的

生田緑地では、平成23年に策定した「生田緑地ビジョン」に基づき整備や市民協働による取組を推進してきました。一方、公園緑地の緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に活用しようという全国的な公園緑地行政の新たな動きや、昨今の大規模災害をきっかけとした防災機能の強化に対する期待の高まりなど、社会情勢は変化しており、生田緑地においても、それらの変化に対応する必要が生じています。このことから、生田緑地ビジョンの基本的考え方と基本理念を継承しつつ、社会情勢に対応し、生田緑地のポテンシャルを最大限に発揮するために「生田緑地整備の考え方」をここに示すものです。
(本考え方は今後の整備の方向性を示すものであり、今後の事業推進にあたっては、市民及び関係する様々な方々の意見を伺いながら取組を進めていきます。)

(2) 生田緑地の概要

1. 生田緑地の概況

生田緑地は昭和16(1941)年に川崎市都市計画緑地第1号として指定された緑地であり、「多摩川崖線軸」の一角に位置し、本市緑の基本計画において緑と水のネットワーク形成上の核となる、重要な「みどり拠点」として位置付けられており、生田緑地の緑には単体としての価値だけではなく、本市の緑の連続性を構成する上で重要な役割があります。

- ・公園種別: 総合公園
- ・所在地: 多摩区枳形6、7丁目、宮前区初山1丁目他
- ・面積: 179.3ha
- ・都市計画: 緑地(昭和16(1941)年都市計画決定)

2. 生田緑地の魅力資源

生田緑地は水と緑の豊かな自然環境を有しているとともに、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を多く有しています。一言で表現すれば「多様な魅力が自然の輪の中で融合している」、これは首都圏の他の緑地にもあまり例がない生田緑地ならではの魅力であり、観光拠点としてのポテンシャルとして期待されます。

○ 自然

首都圏を代表する緑豊かな自然環境を有しており、市街地の中の緑地ですが、周辺の農地、樹林等と一体となった美しい自然的風景が広がっています。クヌギ・コナラ等の雑木林や谷戸部の湿地、湧水等の貴重な自然資源が残されており、特に中央地区にはゲンジボタル、ホトケドジョウなどの貴重な生物が生息しています。都市部の緑地であるにもかかわらず、樹木やシダ植物を除いた在来植物種数の全国調査で7位になっています。



■来園者数(有料施設、H28年度)

地区	施設名	来園者数
南	S29 川崎国際生田緑地ゴルフ場	約6万人
	S42 日本民家園	約11万人
中央	H11 岡本太郎美術館	約7万人
	H24 かわさき画と緑の科学館	約28万人
東	H14 生田緑地ゴルフ場	約10万人
	H23 藤子・F・不二雄ミュージアム	約43万人
	合計	約105万人

○ 歴史

枳形城址(枳形山)
長者穴横穴墓群



○ 教育・文化

かわさき宙と緑の科学館
日本民家園・伝統工芸館
藤子・F・不二雄ミュージアム



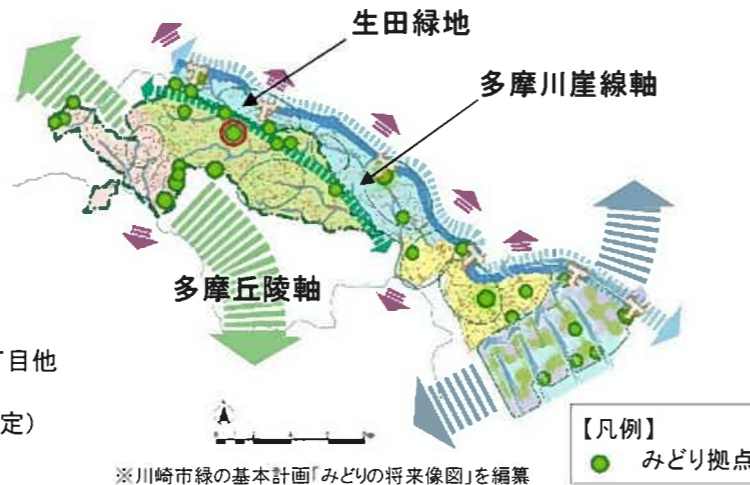
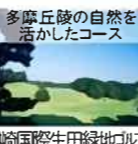
○ 芸術

岡本太郎美術館



○ スポーツ

ゴルフ場



川崎市、令和元(2019)年6月

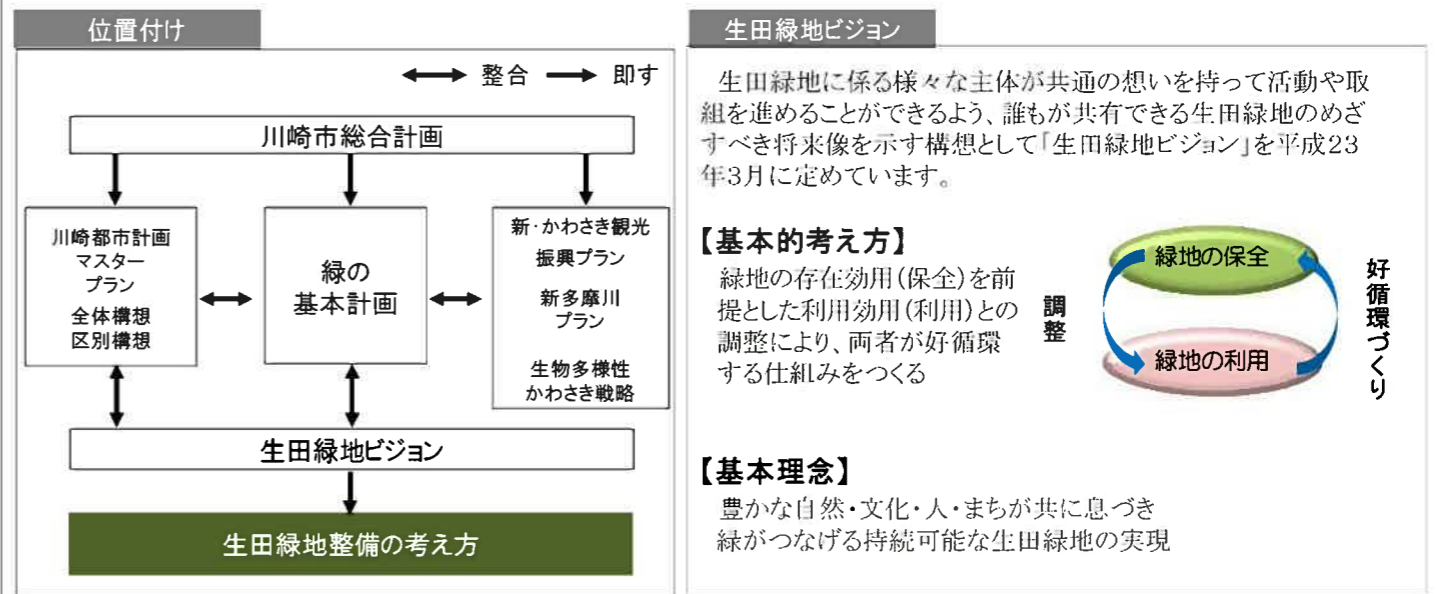
3. 生田緑地の立地優位性

新宿と羽田を起点とした鉄道利用を想定し、生田緑地と同様に自然環境と共に、歴史・教育・文化・芸術・スポーツといった魅力資源を有する首都圏近郊の観光地と比較した場合、生田緑地はアクセスに優れ、多様な魅力資源が凝縮されていることにより、様々な体験を手軽に楽しめるという点で、他の観光地にはない優位性を有しています。



(3) 計画への位置付け

本考え方や本市行政計画の関係性を下記のとおり示します。本考え方は上位計画である「生田緑地ビジョン」に基づくものです。



生田緑地に係る様々な主体が共通の想いをもち活動や取組を進めることができるよう、誰もが共有できる生田緑地のめざすべき将来像を示す構想として「生田緑地ビジョン」を平成23年3月に定めています。

【基本的考え方】

緑地の存在効用(保全)を前提とした利用効用(利用)との調整により、両者が好循環する仕組みをつくる

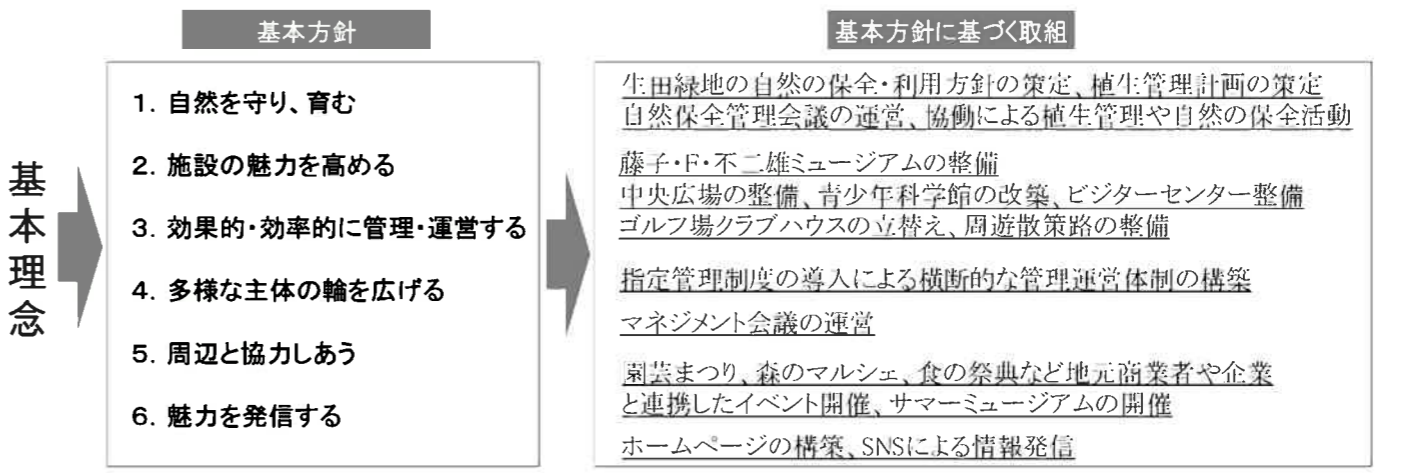


【基本理念】

豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑が繋げる持続可能な生田緑地の実現

○生田緑地ビジョンに基づくこれまでの取組

生田緑地ビジョンの「基本理念」の実現に向けた6つの基本方針に基づき下記の取組を進めてきました。



■ 2.今後の整備に向けた視点

(1)今後の整備に向けた3つの視点

生田緑地に関する社会情勢や周辺環境の変化を踏まえた、今後の整備に向けた3つの視点について示します。

社会情勢の変化

○緑とオープンスペースに関する新たな政策展開

国により社会状況の変化を背景とした新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方が取りまとめられ、「川崎市緑の基本計画」(H30.3)においてもその考え方が取り入れられている。国が示した「新たな時代の都市マネジメント」に対応した都市公園等のあり方検討会「最終とりまとめ(H28.5)」においては、新たなステージで重視すべき視点として「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点が述べられている。

○地域資源の再認識

「川崎市総合計画 第2期実施計画」H30～33年度において、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしている。その中で、本市は、生田緑地を水と緑の豊かな自然環境を残しているとともに、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を多く有する観光拠点として潜在的な集客性を有している市内最大の自然の宝庫として「積極的に活用すべきポテンシャル」として位置付けている。

○「観光」という視点の重点化

「新・かわさき観光振興プラン」(H28.2)の目標「世界に通用する観光づくり」では、「生田緑地」の観光強化を戦略の1つとして位置付け、「生田緑地」の良好な自然環境の保全を前提としつつ「市民」や観光客とのかかわりを深めていくことで、特徴的な観光資源として育むとともに、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりを図っている。

○防災機能向上の必要性の増大

「川崎市緑の基本計画」(H30.3)においては、昨今の大規模災害の影響を受け、実施施策17「公園緑地の防災機能整備推進」で、緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時の火災延焼防止、避難地・避難路や防災活動拠点として、都市の防災上重要な役割を果たしているとしている。また、生田緑地を含む大規模公園については、災害発生時に物資供給及び救援活動の拠点となり、そのための防災機能を備えている必要があり、都市災害対策の強化に向けた整備を推進している。

周辺環境の変化

○向ヶ丘遊園跡地の整備具体化

【小田急電鉄による向ヶ丘跡地利用に関する方向性の提示】
向ヶ丘遊園から引き継がれる豊かな自然環境を活かして「人が集い楽しむ場」としての機能を再整備することで、生田緑地の一部として「憩い」や「賑わい」を創出し、地域全体の価値向上への寄与を目指すという小田急電鉄による向ヶ丘跡地利用に関する方向性が示され、未供用の東地区の整備に向けた機運が高まっている。

今後の整備に向けた3つの視点

生田緑地ビジョンが示すとおり、生田緑地は本市の緑の骨格を形成する拠点として、これまでも生物多様性の観点を含めた緑地の保全と利用の好循環を目標に、多様な役割を担ってきました。今後は、社会情勢・周辺環境の変化を踏まえるとともに、未供用である向ヶ丘遊園跡地の小田急電鉄による整備の具体化を契機に、以下の3つの視点から、生田緑地の価値・魅力の向上に取り組む必要性があります。

自然の保全・利用

憩い・賑わい・交流の創出

防災機能の向上

(2)今後の整備に向けた3つの視点から見た生田緑地の課題

「自然の保全・利用」、「賑わい・交流の創出」、「防災機能の向上」という今後の整備に向けた3つの視点から生田緑地を見た場合、現状の生田緑地には以下のような課題があり、生田緑地の価値・魅力の向上にはその課題への対応が必要となります。

自然の保全・利用に関する課題

○都市計画緑地内の未取得地において宅地が定着している。今後も未取得地においては、宅地化が進行することで緑が減少していく恐れがある。

○東地区には生田緑地と一体となり多摩川岸線軸の一部を構成する良好な樹林地が存在しているが、都市計画緑地の範囲外にあり、その存続が担保されていない。

○生田緑地全体をつなぐ散策路が未整備であるため、回遊性が低く、生田緑地が有する広大な緑の魅力を活かしきれていない。

憩い・賑わい・交流の創出に関する課題

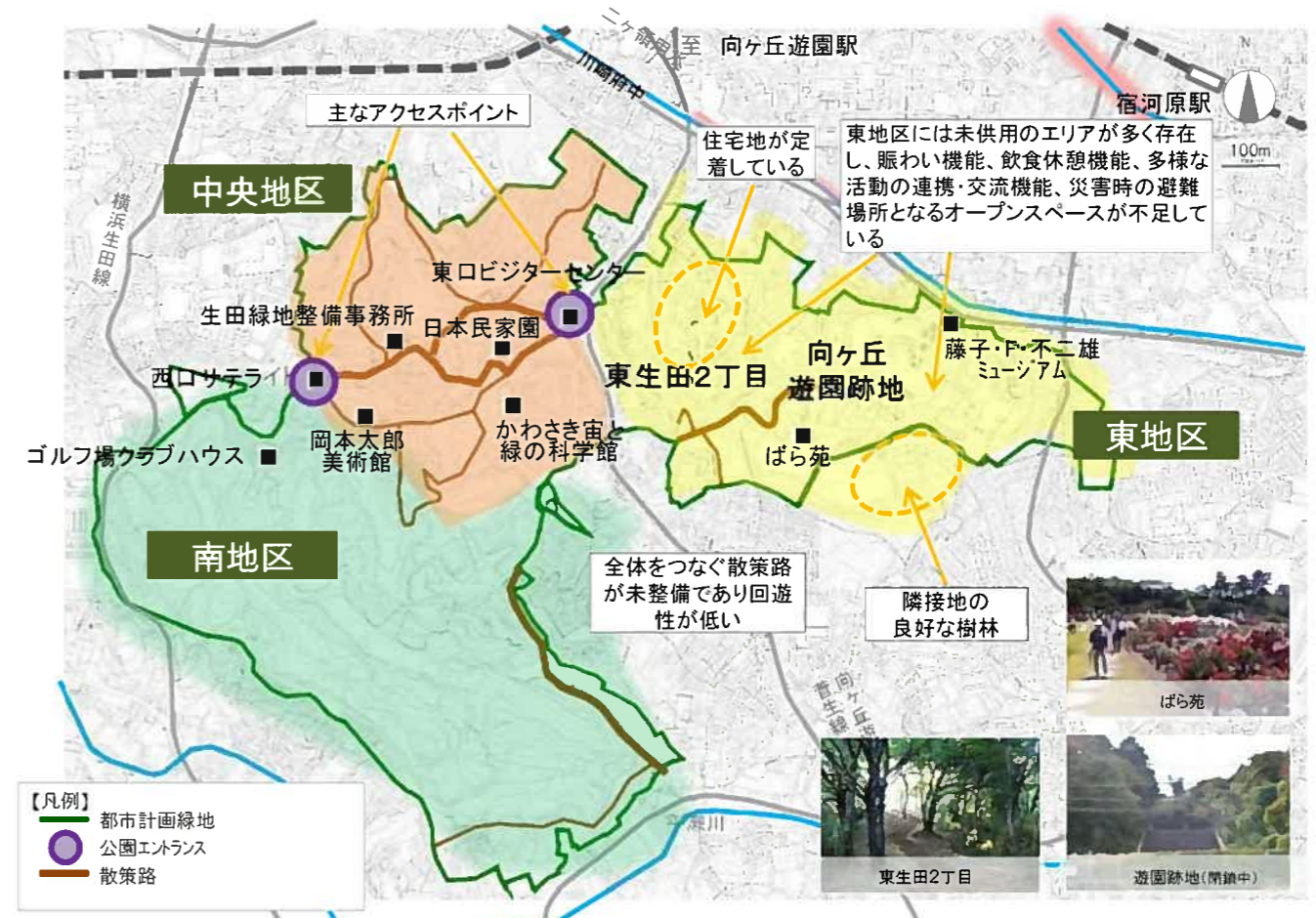
○東地区には未供用のエリアが多く存在し、周辺地域の活性化や一層の観光客誘致に必要な賑わい機能、飲食休憩機能、多様な活動(健康、運動、文化活動など)の連携・交流機能などが不足している。

○生田緑地は広大な敷地に様々な魅力資源が点在するが、緑地全体をつなぐ散策路が未整備であるため、回遊性に乏しく、また施設間の連携による相乗効果も発揮できない。

防災機能の向上に関する課題

○生田緑地は広域避難場所に指定されているが、東地区には未供用のエリアが多く存在するため、広場・駐車場等の災害時に避難地として利用できるオープンスペースが限定されており、震災時の周辺地域からの避難者や市街地火災等からの避難者の更なる受入機能拡充が困難な状況にある。

○東地区に未供用のエリアが多く存在することなどから、現状としてはアクセスポイントや散策路が、中央地区に集中しており、生田緑地全体をつなぐ導線が確保されていないため、避難者の避難経路が限定され、防災機能を最大限発揮できていない。



生田緑地現況・課題図

■ 3.今後の整備の方向性

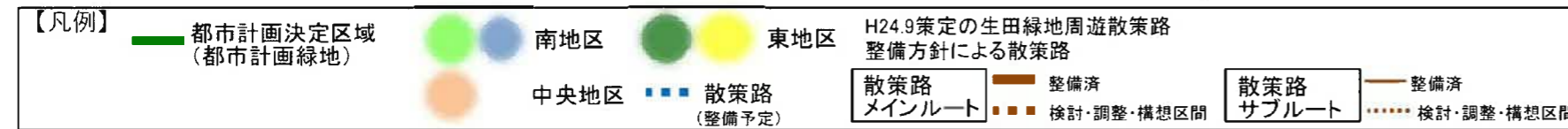
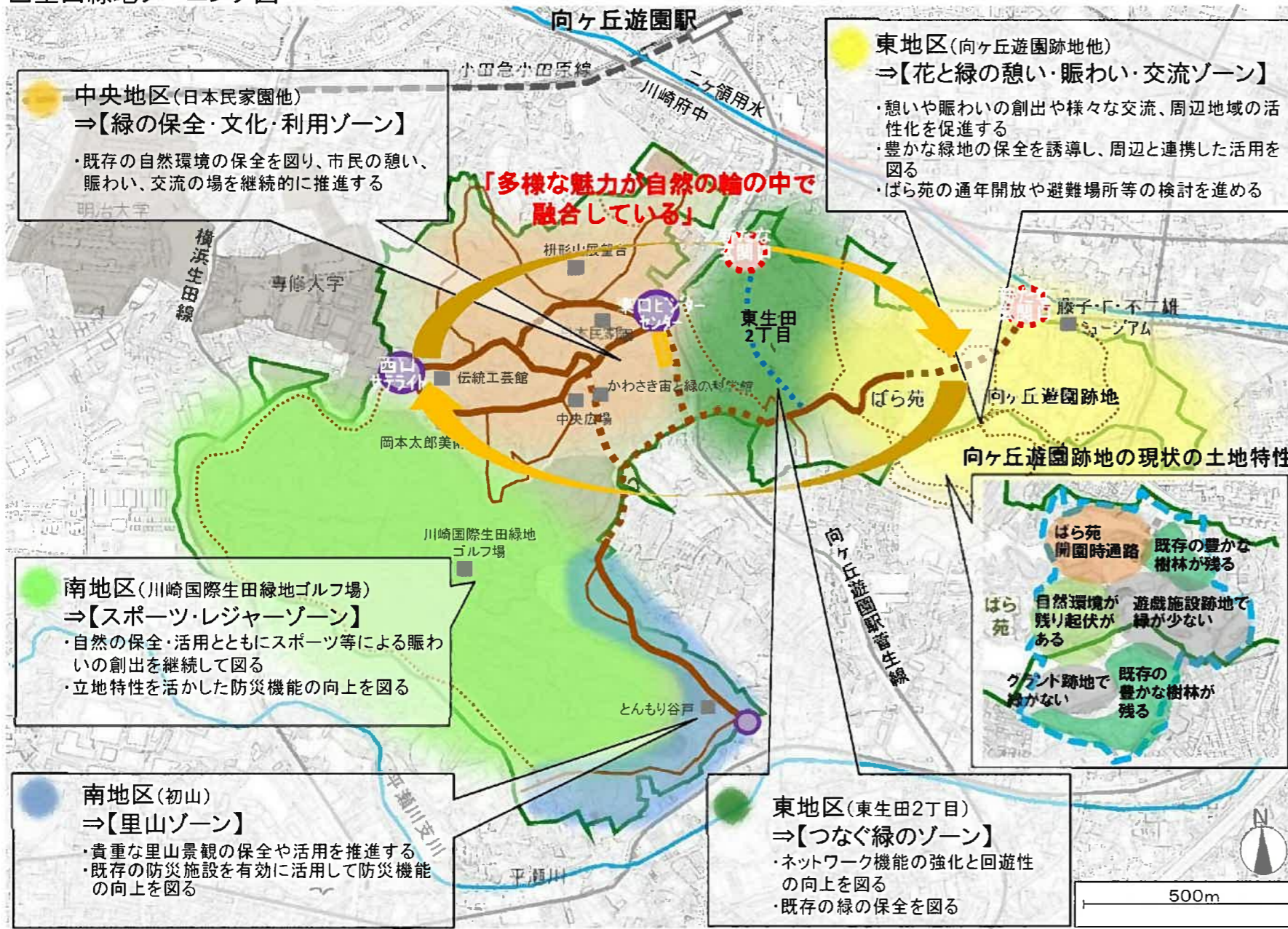
生田緑地の価値・魅力向上に向けては、今後の整備に向けた3つの視点から見た課題への対応が必要であり、そのために行うべき今後の整備の方向性をゾーニングと共にここに示します。

□3つの視点から見た今後の整備の方向性

自然の保全・利用	「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえ、生田緑地の自然を保全していくとともに、自然の利活用を図っていくことで、保全と利用の好循環を生み出します。
憩い・賑わい・交流の創出	魅力要素のさらなる充実、緑地内の回遊性向上、民間事業者等との連携・誘導などにより、賑わい交流の創出を図ります。
防災機能の向上	オープンスペース、新たな玄関口、散策路等の整備により避難者受入機能を拡充し、防災機能の向上を図ります。

■未供用のエリアが多く存在する東地区については、小田急電鉄による向ヶ丘遊園跡地整備の方向性が示されたことにより、豊かな自然環境を活かした新たな賑わいの創出による生田緑地全体の価値・魅力の向上や地区間連携による相乗効果等が期待されていることから、特に優先的に整備に取り組む地区として設定します。

□生田緑地ゾーニング図



□各地区の特性と課題解決に向けての方針

中央地区【緑の保全・文化・利用ゾーン】

特性

- ・郷土、美術、自然科学といったさまざまなジャンルの施設が集積しています。
- ・野鳥の森やホテルの里など貴重な自然も多く存在しています。

今後の方針

- ・既存の自然環境の保全を図りつつ市民の憩い・賑わい・交流の場を継続的に推進していきます。

南地区【スポーツ・レジャーゾーン、里山ゾーン】

特性

- ・広大な敷地の中に大きな緑地が広がっています。

今後の方針

- ・これまでに引き続き、既存の緑の保全と活用を行っていきます。

◆スポーツ・レジャーゾーン

特性

- ・自然に囲まれた中でのびのびと楽しめるゴルフ場です。
- ・広大でオープンな敷地を有しているため、市民の避難場所としての活用も可能です。

今後の方針

- ・自然の保全・活用とともにスポーツ等による賑わいの創出を継続して図っていきます。
- ・立地特性を活かした防災機能の向上を図ります。

◆里山ゾーン

特性

- ・水や緑、里山の景観が楽しめ、自然と人の共生を身近に体験できます。
- ・かまどベンチやテントになるパーゴラ等、防災機能のある公園が整備されています。

今後の方針

- ・貴重な里山景観の保全や活用を推進していきます。
- ・既存の防災施設を有効に活用して防災機能の向上を図っていきます。

東地区【つなぐ緑のゾーン、花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン】

特性

- ・西側の東生田2丁目、東側の向ヶ丘遊園跡地に大別されます。
- ・都市計画緑地内でありながら大半は未供用となっているエリアです。

今後の方針

- ・生田緑地全体の価値・魅力向上を図り生田緑地の更なる発展を支える地区として整備や活用を積極的に図っていきます。

◆つなぐ緑のゾーン

特性

- ・東生田2丁目の谷部は宅地化が進行し住宅地が定着しています。
- ・谷戸地形で構成され、斜面部の樹林は地域の景観資源となっています。
- ・大半が未供用の東地区と中央地区をつなぐエリアに位置しています。

今後の方針

- ・向ヶ丘遊園駅方面からのアクセス性を高めるための散策路や、中央地区と東地区をつなぎ、生田緑地内の回遊性の向上を図るための散策路を整備します。
- ・既存の緑を守り、里山景観を保全するため、地域住民の理解を得ながら、合理的・効率的な手法を検討します。

◆花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン

特性

- ・ばら苑(春・秋2回一般開放)、藤子・F・不二雄ミュージアム、遊園跡地内で既存の豊かな樹林が残るエリア、かつて向ヶ丘遊園の遊戯施設が立地していた緑が少ないエリア、現在は都市計画緑地の区域外であるが、まとまった豊かな樹林が残っているエリア等に分かれています。

今後の方針

- ・小田急電鉄による整備の具体化の動きを好機と捉え、憩いや賑わいの創出や様々な交流、周辺地域の活性化を促進するエリアへの誘導・創造を図ります。
- ・生田緑地に不足する機能の補充や他地区との連携による相乗効果の発揮など、生田緑地全体のポテンシャルを高めるエリアに誘導していきます。
- ・小田急電鉄との基本合意を踏まえ、遊園跡地の特性を活かした都市計画緑地内外の豊かな緑地の保全を誘導していきます。
- ・ばら苑の通年開放や避難場所等の検討を進め、ばら苑の価値・魅力向上を図ります。

■ 4. 優先的な取組について (東地区)

～東地区を優先的に取組む目的～

- 大半が未供用である東地区の整備を優先的に進めることで、生田緑地に求められる新たな機能の導入や機能補完、すでに整備されている地区との連携による相乗効果を発現し、「自然の保全・利用」「賑わい・交流の創出」「防災機能の向上」を図り、生田緑地の価値・魅力を向上します。



(1) 東生田2丁目について

東生田2丁目は【つなぐ緑のゾーン】として、ゾーンの目標である「緑地内の回遊性向上」と「既存の緑を守り、里山景観の保全」を達成することを目指します。

1. 東生田2丁目の基本方針と各エリアの方向性

【基本方針】

- ・ 既存樹木の保全及び里山景観の保全、生田緑地全体の回遊性向上及び向ヶ丘遊園駅方面からのアクセス向上に資する散策路等の整備を優先的に進めます。
- ・ 東生田2丁目の用地取得率は52%であり、今後の整備においては、地権者と整備推進に向けた調整が必要となることから、協議体を設置し、整備の方針について検討を進めていきます。



【各エリアの方向性】

「当面整備を進めるエリア」

中央地区・東地区・向ヶ丘遊園駅を結ぶエリアを対象とします。すでに大部分が用地取得済みであることから、概ね10年間で散策路等の整備を完了させることを目指します。

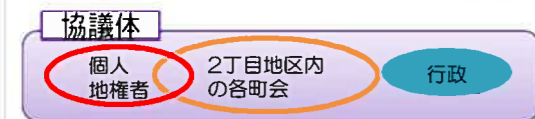
「今後整備のあり方を検討するエリア」

宅地化が進行し、住宅地が定着しているエリアを対象とします。協議体を設置し、既存の緑を守り、里山景観を保全するために、合理的・効率的な手法を検討します。

【凡例】

- 「川崎市取得地」
- 「未取得地」
- 都市計画決定区域
- 東生田2丁目
- 地区連携軸(イメージ)

【今後整備のあり方を検討するエリアの協議イメージ】



○ 協議体の取組

- ・ 事業の周知
- ・ 協働の体制づくり
- ・ 事業のあり方及び進め方の協議
- ・ 利害関係の調整

(2) 向ヶ丘遊園跡地利用について

向ヶ丘遊園跡地は【花と緑の賑わい・憩い・交流ゾーン】として、民間による整備の具体化の動きを好機と捉えた憩いや賑わいの創出、様々な交流、周辺地域の活性化を促進するエリアへと誘導し、新たな価値の創造を図るとともに、防災機能の向上や、小田急電鉄との基本合意を踏まえた豊かな緑地の保全等、生田緑地全体の価値・魅力の向上に取り組みます。

1. 向ヶ丘遊園跡地の経過と基本合意

昭和12年に花と緑の遊園地、向ヶ丘遊園(23.8ha)が開業され、平成14年の閉園まで多くの方々に利用されていました。閉園後は、貴重な緑の保全や良好なまちづくりに向けて平成16年に川崎市と小田急電鉄により跡地に関する基本合意を締結しています。

川崎市と小田急電鉄株式会社による向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意(平成16年11月)

1. 小田急電鉄株式会社は、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全する。
2. 川崎市は、緑の保全にあたり、必要な支援を行う。
3. 小田急電鉄株式会社は、都市計画緑地内の自社管理地を一定のルールのもと、市民に開放し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承する。
4. 川崎市は、計画区域に隣接する緑豊かな区域を都市計画緑地の区域に編入し、緑の少ない遊戯施設が設置されていた区域を都市計画緑地の区域から除外する。
5. 跡地利用は、良好なまちづくりに寄与する計画とする。
6. 川崎市と小田急電鉄株式会社は、敷地内に存する個人地権者の意向を尊重する。

2. 向ヶ丘遊園跡地利用の土地利用の考え方と各エリアの方向性

「みどり拠点」として相応しい土地利用を進めることを目的とし、遊園跡地の特性を活かした上で、生田緑地における様々な課題を解決し、生田緑地の価値・魅力の向上を実現していくため、下記のような各エリアの方向性を示し、事業者の誘導を図ります。

【土地利用の考え方】

- ・ 現在都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進します。また、区域から除外するエリアについては、一定の緑化が図られるように、地区計画等を定めてまいります。
- ・ 遊園跡地の新たな機能(飲食・休憩施設等の新たな憩いや賑わい、交流の場)が適切に配置されるよう誘導し、遊園跡地内外のアクセス性・回遊性向上を図るための地区連携軸を形成し、遊園跡地の整備を促進していきます。
- ・ 生田緑地にある多くの個性や多様な機能等と連携し、相乗効果を発現します。
- ・ ばら苑の通年開放や駐車場の有料化(民間活力導入含む)を検討していくことで、さらなる賑わいの創出とともに、防災に配慮した空地の確保を図ります。

【各エリアの方向性】



- エンタランス機能エリア**
 - ・ 川崎府中街道に面し、ばら苑へのアクセスとして重要である場所に玄関口を設置し、生田緑地中央地区へのアクセス利便性の向上を図る。
- 自然活用エリア**
 - ・ 既存の自然を活用し、自然体験、散策の場や、憩える場を形成する。
- 緑の保全エリア**
 - ・ 周囲の緑と連続し、一体的な緑のネットワークの一部をなすエリアであり、都市計画緑地の区域に編入することにより生田緑地の機能の向上を図る。
 - ・ まとまった良好な緑は、別途緑地保全の施策を実施することで、確実かつ適正な保全を図るとともに、隣接するエリアと相乗効果を発揮できる活用策を検討する。
- 交流エリアA**
 - ・ 都市計画緑地の区域外として、生田緑地と一体となっている周囲の樹林地を活かした憩いや賑わい機能の集積を誘導することにより、生田緑地の魅力向上の促進を図る。
- 交流エリアB**
 - ・ グランド跡地の広大な空地の立地を活かした活動拠点の創出の誘導を図り、生田緑地の魅力向上及び利用効用の促進を目指す。
- 地区連携軸(イメージ)**
 - ・ 近隣地区との連携強化、都市計画緑地内の回遊性の向上を図るために必要な散策路

【凡例】

- 都市計画決定区域
- 都市計画緑地代替後(予定)
- 遊園跡地(ばら苑除く・基本合意区域)
- 散策路(整備済)
- 散策路(検討・調整・構想区間)
- ※H24.9策定の生田緑地周遊散策路整備方針による

(4) 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン

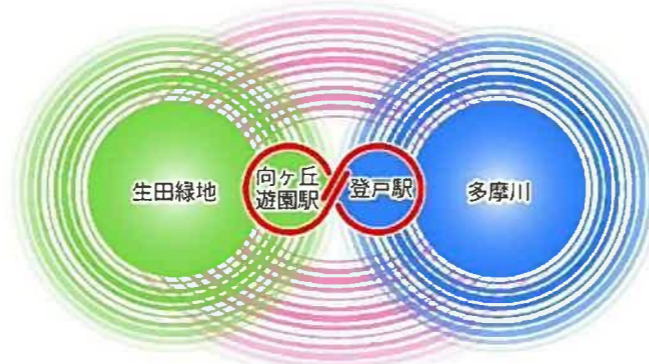
川崎市、令和3年(2021)年7月

■ まちの将来像

『豊かな自然や文化に包まれた、活気とつながりのある心が弾むまち』

当地区は、「集う・訪れる・暮らす・働く」宿場町として人々のつながりや活気にあふれていた登戸と、向ヶ丘遊園地、枳形山等により多くの人々を誘引する「楽しさ」「わくわく」にあふれていた向ヶ丘遊園により発展してきたまちです。

安心して暮らし続けられるまちを目指すとともに、それぞれのエリアが持つまちの歴史を継承・融合し、多摩川、生田緑地という豊かな自然環境や様々な文化施設など、まちのポテンシャルを最大限活かして、「人と人」「人とまち」「まちと自然」の調和を図りながら、つながりを強め、居心地がよく、水、緑、まちが一体となったまちづくりを進めていきます。



■ まちづくりの視点

● 視点1 多摩区の顔となる駅周辺に生まれ変わる

- 駅を降りて、まちに訪れた瞬間から水と緑の始まりを感じ、来街者を迎え入れるおもてなしの空間づくり
- まちのポテンシャルを活かした、誰もが立ち寄りたくなる「わくわく」を創出するシンボリックな空間づくり
- 道路や広場、公園等の公共空間を使いこなす賑わいづくり

● 視点2 魅力にあふれた個性あるまちの資源が彩りを添える

- まちに訪れた人、まちに住む人が、観光、買物、リフレッシュなど、一日中楽しく様々な過ごし方ができるまちづくり
- 四季折々の表情を見せる生田緑地や多摩川のそばで、仕事、趣味など、思い思いのライフスタイルが見つかるまちづくり
- 登戸、向ヶ丘遊園のそれぞれが育んだ歴史や文化に触れ、まちへの誇りと愛着を感じることができるまちづくり
- 誰もが使いやすく、災害時等の避難場所となるオープンスペースや公園が身近にあるなど、安心して快適に住み続けられるまちづくり

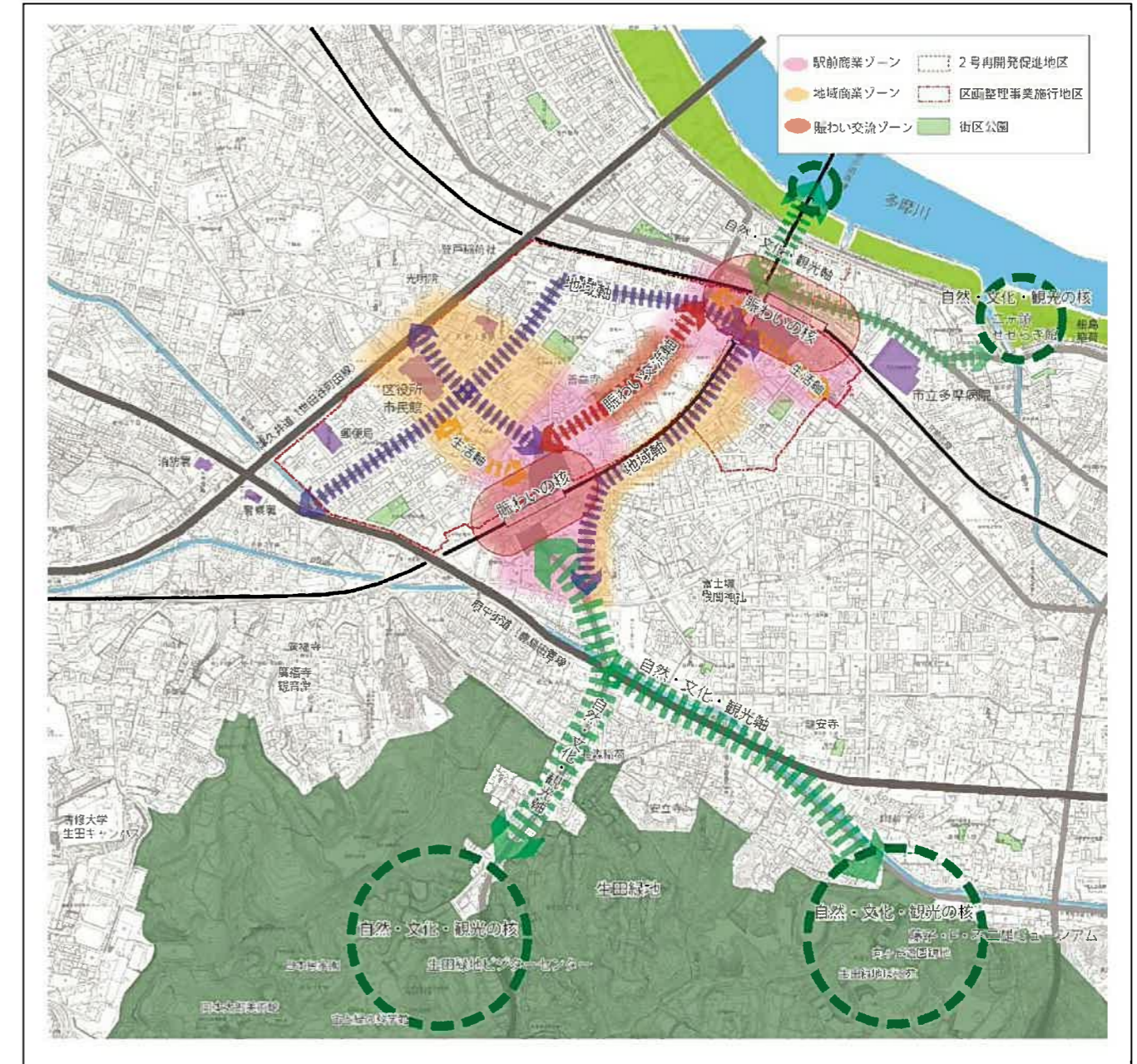
● 視点3 歩いて楽しく、移動が楽しく、ふらっと行きたくなる

- 様々な魅力ある資源を歩いて移動したくなる仕掛けとともに、花や緑があふれ、ホッと一息つける街並みづくり
- 多摩川や二ヶ領用水の水、生田緑地や多摩丘陵の緑を感じられる道づくり
- 路線バス、タクシーだけでなく様々な移動手段が使いやすい駅前空間づくり

● 視点4 「まち」に関わるすべての人が新たな価値を作り出し、地域をおもしろくする

- 子育て世代、シニア、学生など世代を超え、地域に関わる全ての人々が主役となり作り出すまちづくり
- 個性豊かな商店や商店街が様々な人と混じり合って新たな魅力の創出するまちづくり
- 環境にやさしく自然環境との共存を意識した誰にでもやさしいまちづくり

■ まちの概念図



■ 将来像の実現に向けた取組

● 自然・文化・観光軸の形成

- 緑などの自然が感じられ、来街者の期待感を高める自然や文化、観光の拠点をつなぐ「自然・文化・観光軸」の形成に向けた取組を推進します。

● 賑わいの核の形成

- 人々をまちに惹きつける、駅前にふさわしいウェルカムゾーンとなる都市活動拠点の形成に向けた取組を推進します。

● 賑わい交流軸の形成

- 人々の往来を促し、まちを活性化させる2つの駅前空間をつなぐ「賑わい交流軸」の形成に向けた取組を推進します。

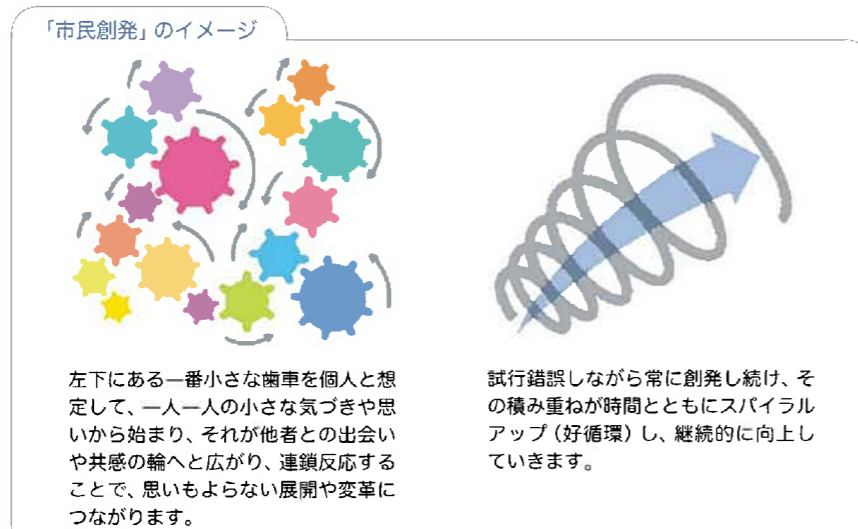
(5) **これからのコミュニティ施策の基本的考え方**

川崎市、平成31(2019)年3月

■ 目的

暮らしを取り巻く環境の変化がもたらす様々な将来リスクを回避し、基本理念を踏まえて将来像を描いた「希望のシナリオ」の実現に向け、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現する施策の方向性を示すことを目的とする。

- 市民創発とは：様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること。



■ 目標年次

「希望のシナリオ」である基本理念の実現に向け、目標年次を概ね10年後の平成40(2028)年とする。

■ 位置づけ

この「考え方」は、自治基本条例第9条に基づき、コミュニティに関わる施策を推進する上での羅針盤となる基本的な考え方として、地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組をコミュニティ施策の視点から支え、相互補完的に充実させる位置づけとなる。

■ 策定の背景

(1) 暮らしを取り巻く環境の変化

① 超高齢化と人口減少社会の到来

平成42(2030)年に人口のピークを迎え、その後、減少に転じる。超高齢化への対応、地域の担い手不足など、ソフト面での課題に加え、空き家(都市のスポンジ化)や従来型のまちづくり手法など、ハード面にも課題

② 地域コミュニティの希薄化

地域の課題として、住民同士の関係の希薄化や地域力の低下が顕在化。社会的分断が進行し、多様なつながりの確保、社会的包摂が課題

③ 新たな公共サービスの模索

市民ニーズが多様化する中、形式的な平等性を重視するあまりに画一的・硬直的な行政サービスの限界性が顕在化する一方、多様な担い手による社会的活動の展開が進む中、新たな公共サービスのあり方が問われている

④ 新しい「豊かさ」

物の豊かさとともに心の豊かさを重視する傾向が拡大。成長と拡大を基調としてきた社会のしくみや制度の再構築が求められる中、暮らしの質をも含めた、地域での循環が生まれる新しい経済のあり方が課題となっている

⑤ 持続可能性への挑戦

限りある資源の中、破綻を回避し、持続可能な都市を実現するには、都市の自立性と防災力の向上に加え、環境・経済・社会のバランスのとれた総合的な視点による施策推進、政策統合等が必要

(2) 回避すべきシナリオから「希望のシナリオ」へ

環境変化から予想される負のシナリオを回避し、バックキャストिंगを通じて、「希望のシナリオ」として基本理念の実現に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体による地域づくりの「新たなしくみ」の構築に取り組んでいくことが求められている。

■ 川崎市におけるコミュニティの現状と課題

- 身近な交流や活動の場の不足
- 互助の必要性の高まり
- 町内会・自治会等の住民自治組織を取り巻く環境変化
- 進化、多様化するまちづくり活動

■ 基本理念

「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成

■ 今後の方向性

- 多様な市民や組織の連携によるコミュニティ形成や豊かな市民社会に向けた環境づくり
- 超高齢社会に対応する地域コミュニティとその後を見据えた取組の展開
- 川崎の地域固有の資源の発掘と再評価、活用策の推進

■ 三層制による取組の推進

● 地域レベル

身近な地域の中で新たな居場所や多様なつながりを創出。

- 地域の居場所「まちのひろば」の創出

誰もが気軽に集える出会いの場として、官民間わず、多様な地域資源を活用して、「まちのひろば」を創出し、人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等に取り組む、ひいては市民のつながりの向上を図る。

● 区域レベル

地域レベルの活動等を下支えや補完しながら、各区の特性に応じた支援策を実施。

- 区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出

地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革(ソーシャルイノベーション)を促す基盤(プラットフォーム)を創出する。

● 市域レベル

市内中間支援組織の連携強化と効率的・効果的な支援体制の構築。

(6) 公園等における持続的な協働の取組について

川崎市建設緑政局、令和4(2022)年11月

公園等における持続的な協働の取組について
 -「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」の実現-

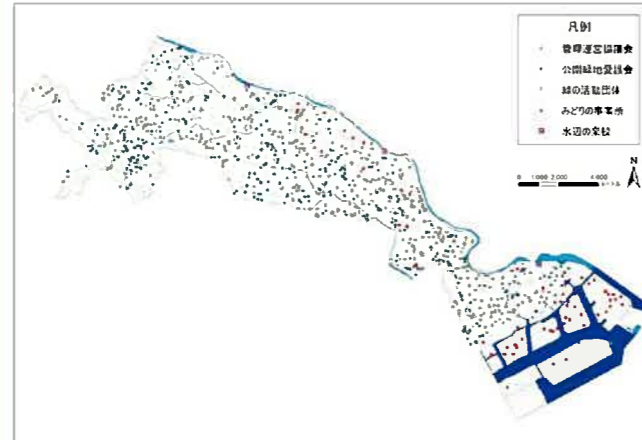


1 背景

(1) 財産「これまでの本市の協働の取組」

本市においては、「川崎市緑の基本計画」(平成30年3月策定)に基づき市民、民間企業及び教育機関等の多様なステークホルダーとの協働の取組を推進してきたことにより、樹林地等の保全管理、緑化及び公園等の管理運営に関する活動が全市的に広がってきました。

主な活動団体の分布状況



▼緑の基本計画策定時

名称	平成28(2016)年度	令和3(2021)年度末	比較
管理運営協議会	541公園	575公園	+34公園
公園緑地愛護会	340公園	350公園	+10公園
街路樹愛護会	1186ブロック	1105ブロック	-81ブロック
緑の活動団体	254団体	267団体	13団体
水辺の学校	3地区	3地区	-
川崎市みどりの事業所の推進に関する協定	67事業所	62事業所	-5事業所



公園の維持管理活動



生田緑地ばら苑の維持管理活動



雑木林の保全活動

しかしながら、活動団体の高齢化や世代交代の停滞の問題が生じているところもあり、活動の持続性が危ぶまれています。

本市の貴重な財産である市民と築いてきた「協働の取組」を次の世代へと引き継ぎ、更に発展させていくため、活動の支援を継続することに加え、協働の取組の持続性を確保することが喫緊の課題です。

(2) 新たな動き「公園等において市民の暮らしを支え、高めるなどの取組」

全国的にも公園等の多機能性や多様な可能性が再認識される中、本市でも新たな動きが出ています。今後は、本市が築いてきた協働を更に発展させ、多様な主体とともに公園等を活用する取組を強化することで、緑を介した顔の見える関係や地域の魅力・価値の向上等につなげていくことが重要となっており、公園等のみどりが市民の暮らしを支え、高めていく地域コミュニティの場やまちづくりの核として、多種多様な効用を更に高めていく必要があります。



地域コミュニティの形成 (宮前区宮崎おちば公園)



イベントに合わせた自主防災組織の活動 (麻生区王禅寺ふるさと公園)

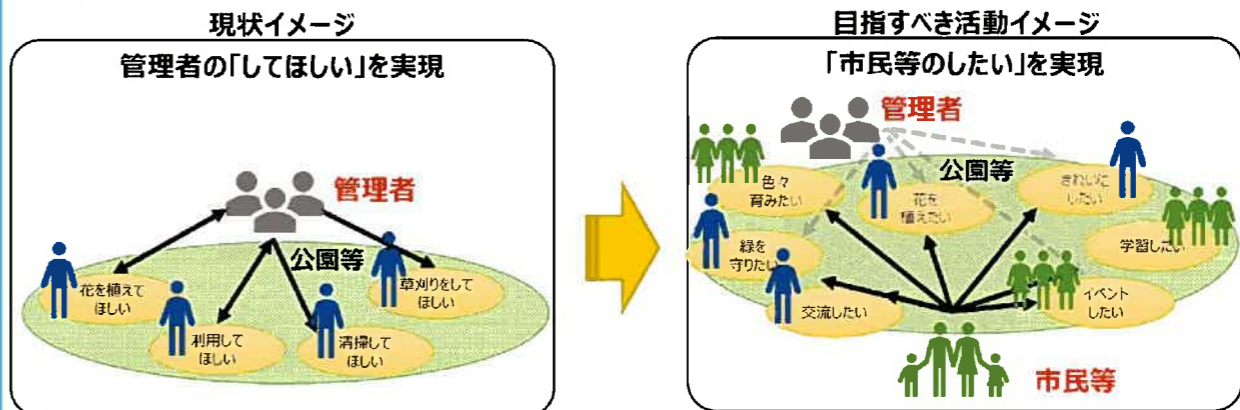


まちづくりと連携した活用 (中原区こすぎコiapark)

2 「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」

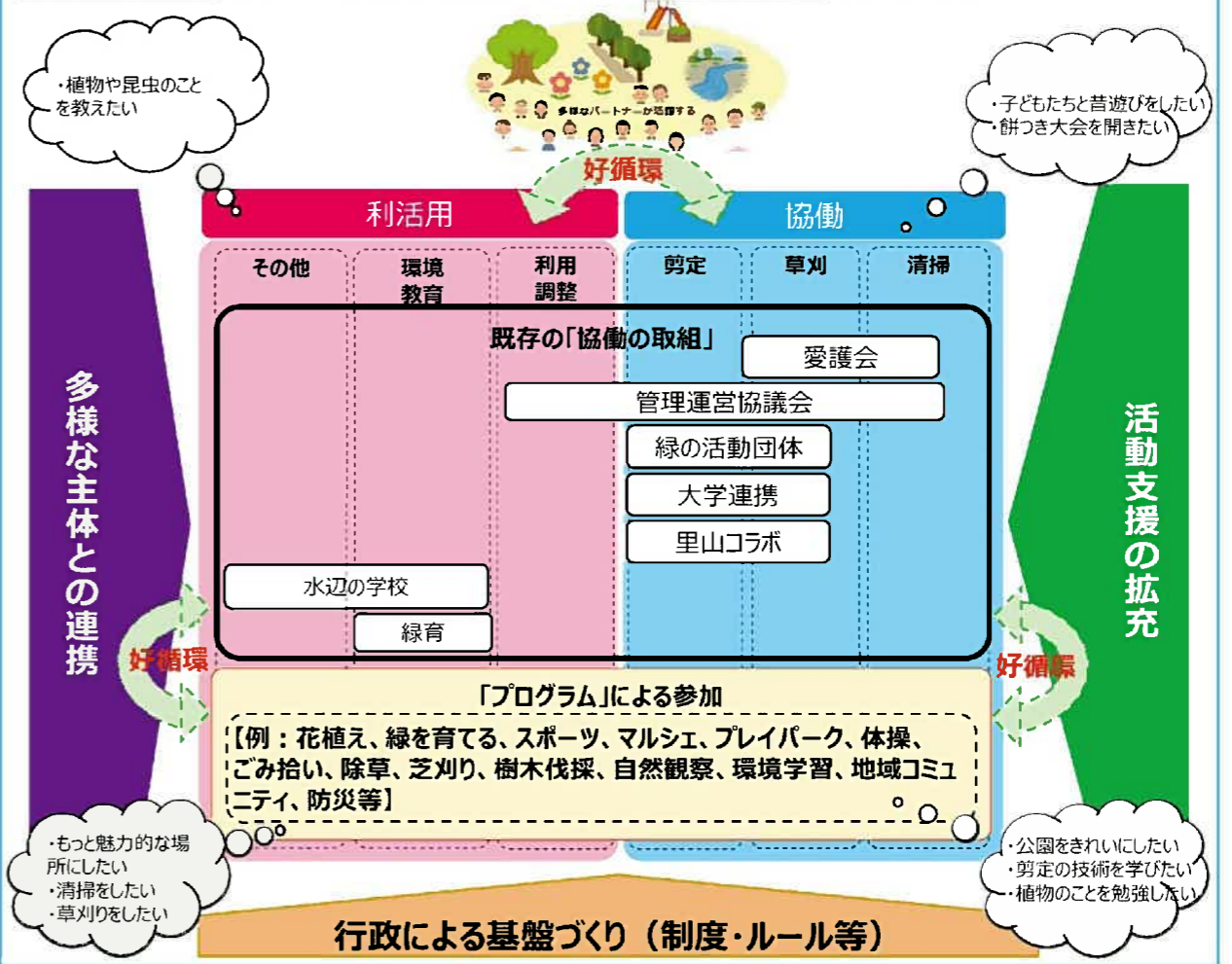
(1) 「公園管理者」×「市民」によりみんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園へ

これまでの協働の取組の多くについては、管理者主体で取組を進めてきましたが、持続的な管理運営を目指すためには、より多くの市民に係わっていただき、新たな担い手を増やす取組が必要になっているため、「市民等のしたい」が実現しやすく、「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」を目指します。



(2) 「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」の実現イメージ

公園等における活動については、多様な主体との連携や活動支援の拡充、行政による基盤づくりとして活動支援、制度・ルールの見直し等を進めるとともに、新たな担い手等が公園における活動に参加しやすくなるよう、「プログラム」による参加を位置づけ、既存の「協働の取組」を含め、新たな好循環を創出します。



公園等における持続的な協働の取組について -「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」の実現-



3 「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」に向けた具体的な取組

(1) 多様な主体との連携

既存の関係団体等への情報提供を行った上で、**新たな担い手を含めたワークショップ（各区1カ所）を開催し、地域特性を活かした取組となるよう進めてまいります。**

ワークショップの開催概要

- 開催数：7グループ（各区1カ所）
- スケジュール：R4年度 1グループ、R5年度 3グループ、R6年度 3グループ
- 募集人数：30名程度／1グループ
- 参加者：町内会、既存の公園に係る団体、地域コミュニティ関係団体、NPO、子育て、公園を活用してみたい団体・企業・教育機関、川崎市公園緑地協会等
- テーマ：「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」に向けたプログラムづくり
- 検証内容：公園の規模・立地・施設、既存及び連携する団体、参加者の年齢・人数・目的、必要な支援、手続き等

みんなが活躍する公園に向けて、**ワークショップ参加者が作成したプログラムを実証実験として実施します。**

参加する・学べる・楽しめる・愛着を育むための「プログラム」を策定

新たな担い手も含め市民等が、気軽に公園の活動に参加できるように、花植え、緑を育てる、スポーツ、マルシェ、プレイパーク、体操、ごみ拾い、除草、芝刈り、樹木伐採、自然観察、環境学習、地域コミュニティ、防災等の様々なプログラムの策定を目指します。



花植えプログラム



マルシェプログラム



緑を育てるプログラム



プレイパークプログラム

(2) 行政による基盤づくり

【既存の活動の支援】

管理運営協議会や愛護会へのアンケート調査の結果を踏まえ、支援内容等の見直し（機材の貸出、報奨金等）や活動計画や報告に係る手続きの簡素化等、既存の活動に係る情報発信等について、民間事業者のノウハウ等の活用（全国都市緑化かわさきフェア共創プロジェクトとの連携）も含め検討してまいります。

【制度やルールの見直し】

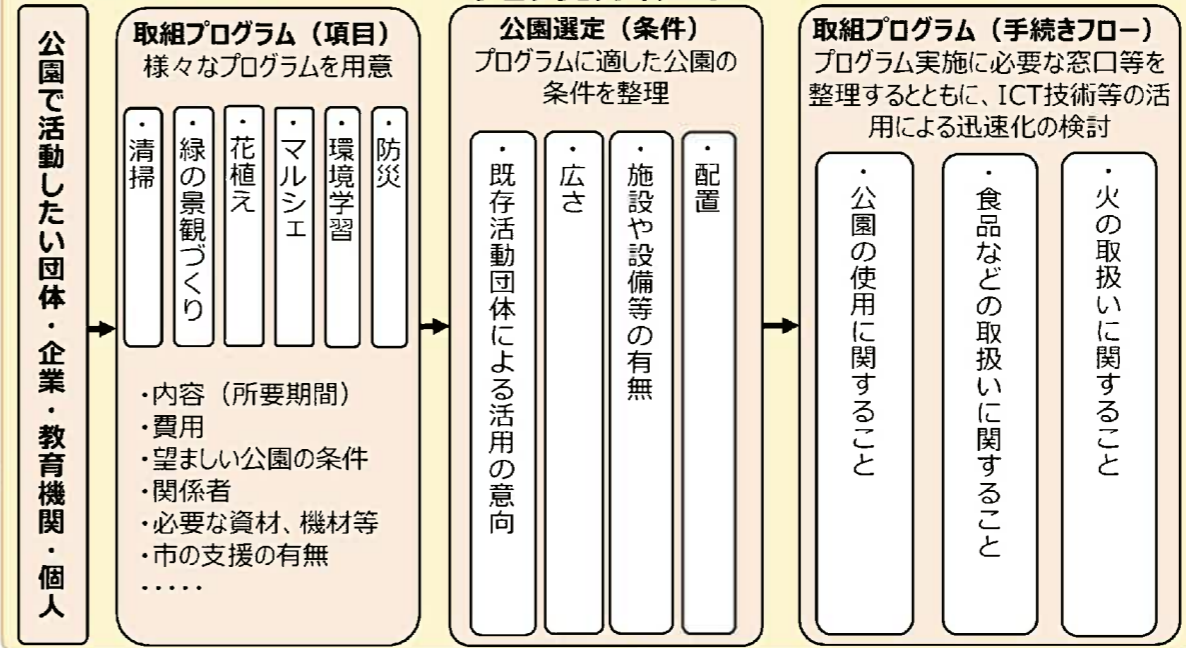
公園における新たな活動（地域コミュニティの形成、防災に係る取組、まちづくりとの連携）やワークショップにより作成したプログラムを踏まえ、活動の活性化に向けた制度やルールの見直しについても検討を進めてまいります。

多様な主体との連携で「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」が増加

行政による基盤づくり

(3) 多様な主体が運用しやすいプログラムづくり

公園で活動したい団体・企業・教育機関・個人が、気軽に公園における活動の主体となるプログラムを用意し、全国都市緑化かわさきフェアに係るボランティア活動とも連携し、多様な主体による公園活動を推進してまいります。

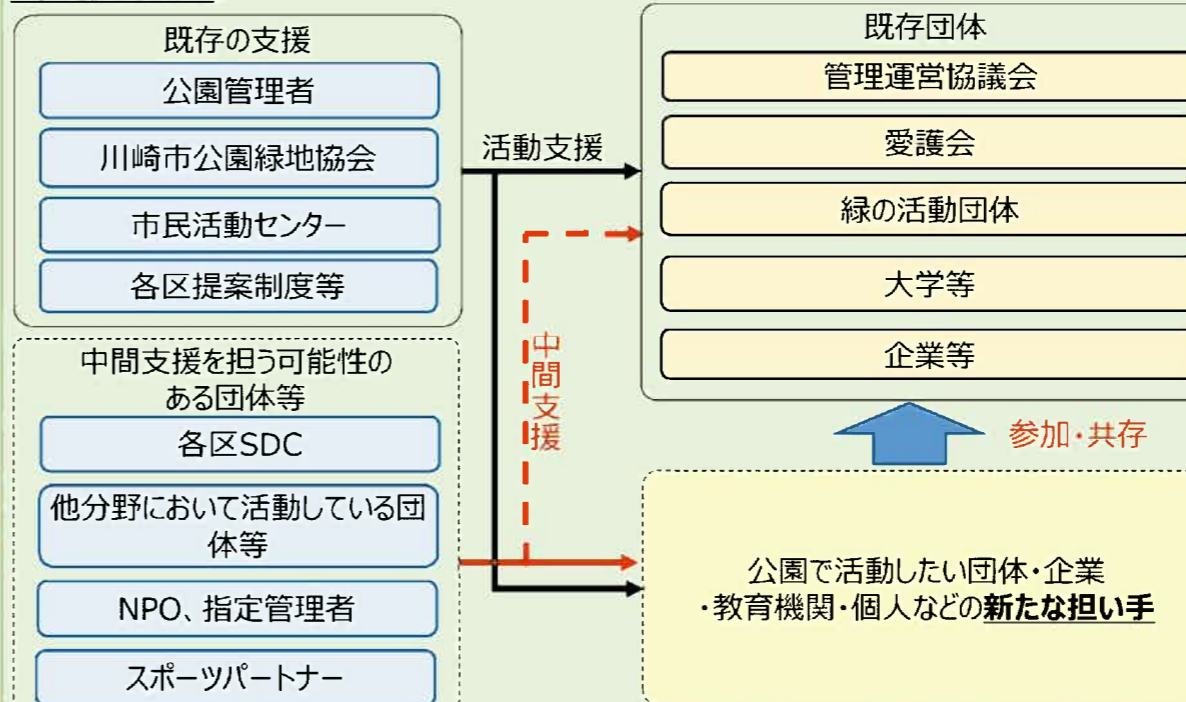


担い手確保へ

プログラムを通じ、多くの市民が公園で活動

(4) 活動支援の拡充

これまで、公園における協働等を支えてきた公園管理者、川崎市公園緑地協会等による支援に加え、**中間支援（活動の担い手の発掘、連携、支援、調整等）を担う可能性のある団体を発掘・育成し、活動支援を拡充します。**



持続性の確保

多様な主体が公園等における活動を支援

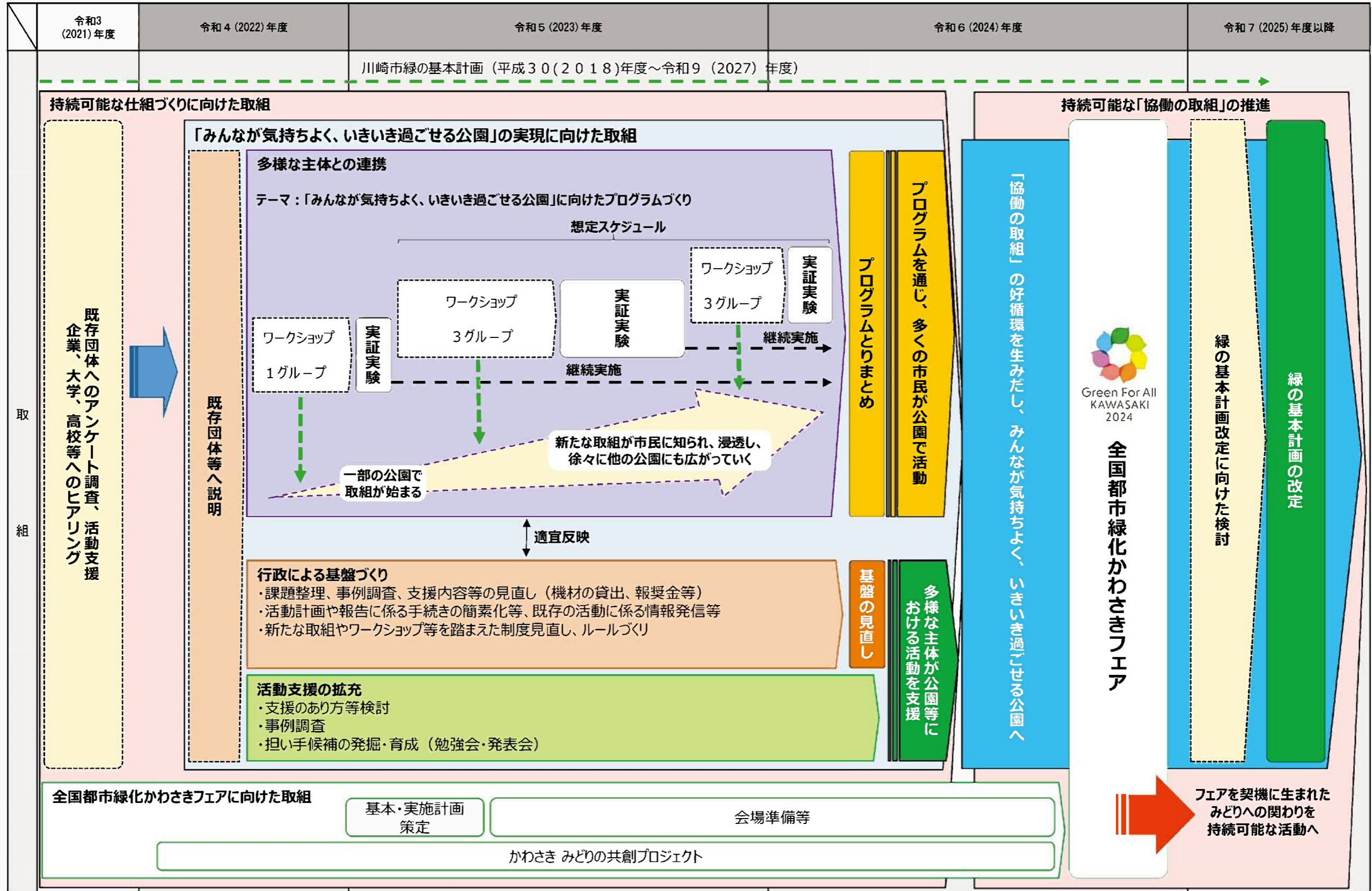
公園等における活動に係る担い手を確保・支援し、既存制度を含め、「協働の取組」の新たな好循環を創出

公園等における持続的な協働の取組について —「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」の実現—



4 スケジュール

本市の財産である「協働の取組」については、**既存制度を含め、「協働の取組」の新たな好循環を創出し、今後100年を支える仕組みとして発展させてまいります。**また、市民総参加型のフェアの取組の一部として、「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」の実現について、**全国都市緑化かわさきフェア**において発信してまいります。



(7) 生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～

川崎市、令和4(2022)年3月

■ 戦略の改定の趣旨

- 本市は、平成26(2014)年3月に、「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」を策定し、取組を進めてきた。
- 令和2(2020)年度末に戦略の計画期間が満了することから、環境審議会に諮問し、幅広い見地からの審議を経て、令和3(2021)年2月に答申をいただいた。
- 新たな環境基本計画の枠組みに対応するとともに、社会状況の変化や環境審議会答申を踏まえて、戦略を改定するものである。
- SDGsにおける水の保全、気候変動対策、海域陸域の生態系保全という環境面の取組が経済・社会面を支えているという考え方が示すように、生物多様性の保全に取り組むことは、SDGsの推進の基盤となるものである。

■ 取組状況等を踏まえた課題

- 市民へのアンケートでは、生物多様性という言葉の認知度はあまり高くない状況にあり、普及啓発などの取組が必要
- 特別緑地保全地区などの取組により緑地保全は進んでいるが、市街化等により樹林地の減少は続いており、引き続き保全が必要。また、緑の連続性を維持するための地域緑化の促進や、河川環境の保全・整備などにより緑と水のネットワークを形成していくことなどが必要
- 生き物マップや生き物調査の実施により、様々な情報を蓄積しているが、引き続き定期的な情報収集と蓄積した情報の効果的な発信などが必要

■ 改定戦略におけるめざす方向

- 生物多様性を市民によりわかりやすく、取り組みやすく
- 戦略の枠組みを維持しつつ、戦略的に取り組む視点を設定
- これまでの取組状況や課題に応じた取組の充実・強化
- 川崎市環境関連施策等との連携

■ 戦略の基本的な考え方

- 生物多様性に配慮した環境づくりによって生き物がつながること
 - 人と生き物との関わり方の調和を図っていくこと
 - 地域本来の自然環境を保全、再生して、多様な生き物が生息・生育できるようにしていくこと
 - 様々な生物多様性に関する情報をつないで利活用していくこと

■ 戦略の位置づけ

- 地域特性を踏まえ、人と生き物との“つながり”に主眼をおいた生物多様性基本法に基づく地域戦略
 - 他の計画との関係

本戦略は、環境基本計画の「主な環境分野」のうち、「自然共生」分野を主に担うものとして位置づけられるが、市の施策を生物多様性の観点から横断的に体系整理し、生物多様性に関する取組等を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、環境分野のみならず、様々な行政施策に作用する性質のもの。

本市における生物多様性の保全の視点と基本的な考え方を表すとともに、取組の方向性と推進策を

示すこととし、具体的な取組の実施においては、関連する計画において各計画の目標等と整合を図りつつ戦略の考え方を取り入れて実施する。

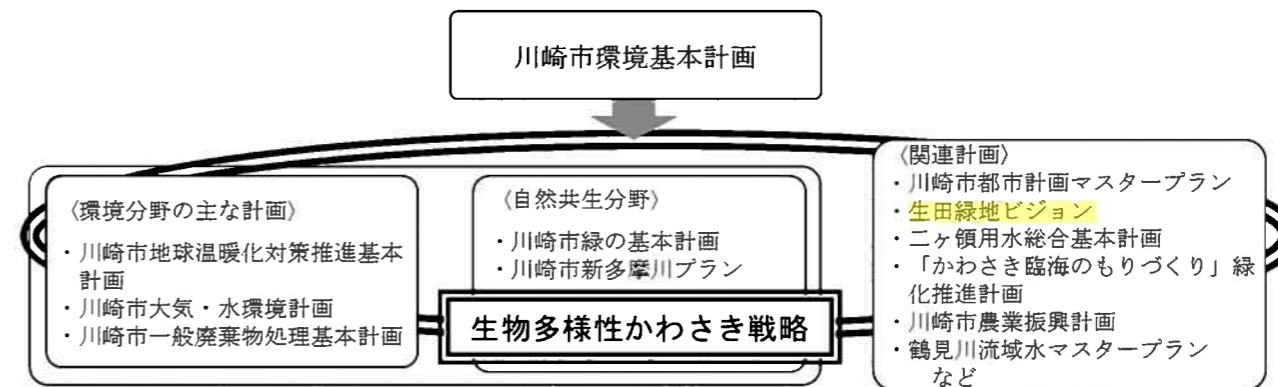


図 戦略の位置づけ

(2)戦略でめざすもの

- 多様な主体との連携による生物多様性配慮の推進
- 地域環境の質的な向上
- 市域全体でのエコロジカルネットワークの構築
- 保全と利活用のバランスに立った都市と自然との共生

■ 戦略の期間と対象区域

- 戦略の計画期間は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までとする。
- 戦略の対象とする区域の範囲は川崎市全域とする。

■ 基本理念と基本方針

- 基本理念「多様な緑と水人や生き物がつながり都市と自然が共生するまちかわさき」
 - 基本方針Ⅰ 人と生き物をつなげる
 - 生物多様性への配慮意識を広め、子どもたちの自然等への探求心や地域で活動する人材を育てることで、人と生き物をつなげる。
 - 基本方針Ⅱ 生き物をつなげる
 - 生き物の生息・生育環境となる拠点や回廊(コリドー)等の自然環境を守り、つなげて質を高め、さらに創り出すことで、生き物をつなげる。
 - 基本方針Ⅲ 情報をつなげる
 - 生物多様性の保全に関する様々な情報や知見を集めて、効果的に発信することで伝え、情報をつなげる。

■ 基本施策等について

- 戦略的に取り組む視点

生物多様性の保全の取組において、特に重要と考えられる視点を、戦略的に取り組む視点として設定。この視点を持った取組を、各局が取り組むリーディング・プロジェクトに盛り込む

 - 生物多様性への配慮意識の更なる浸透
 - 市民や事業者にとって生物多様性が身近なものであることを知ってもらえるような普及啓発等、生物多様性への配慮意識の浸透を図る。
 - 生態系エリアや流域の特徴を踏まえたエコロジカルネットワークの形成

- 市内河川の流域のある生態系エリアについては、それぞれ生き物の「生息・生育拠点」や拠点と回廊（コリドー）のつなぎ目である「結節点」に特徴があることから、その特徴を踏まえ、生物多様性に配慮した保全・管理などを実施
- 市街地や臨海部など、自然的環境の分布が少ないエリアについては、緑化推進重点地区を活かしながら、公園や緑道などにおいて、生物多様性に配慮した保全・管理を実施
- 地域資源を活用するなど情報発信の充実
 - 環境や生き物、地域文化等、人と生き物のかかわりに関する様々な分野の施設等を地域資源とした、生物多様性に関する情報発信を充実させる。

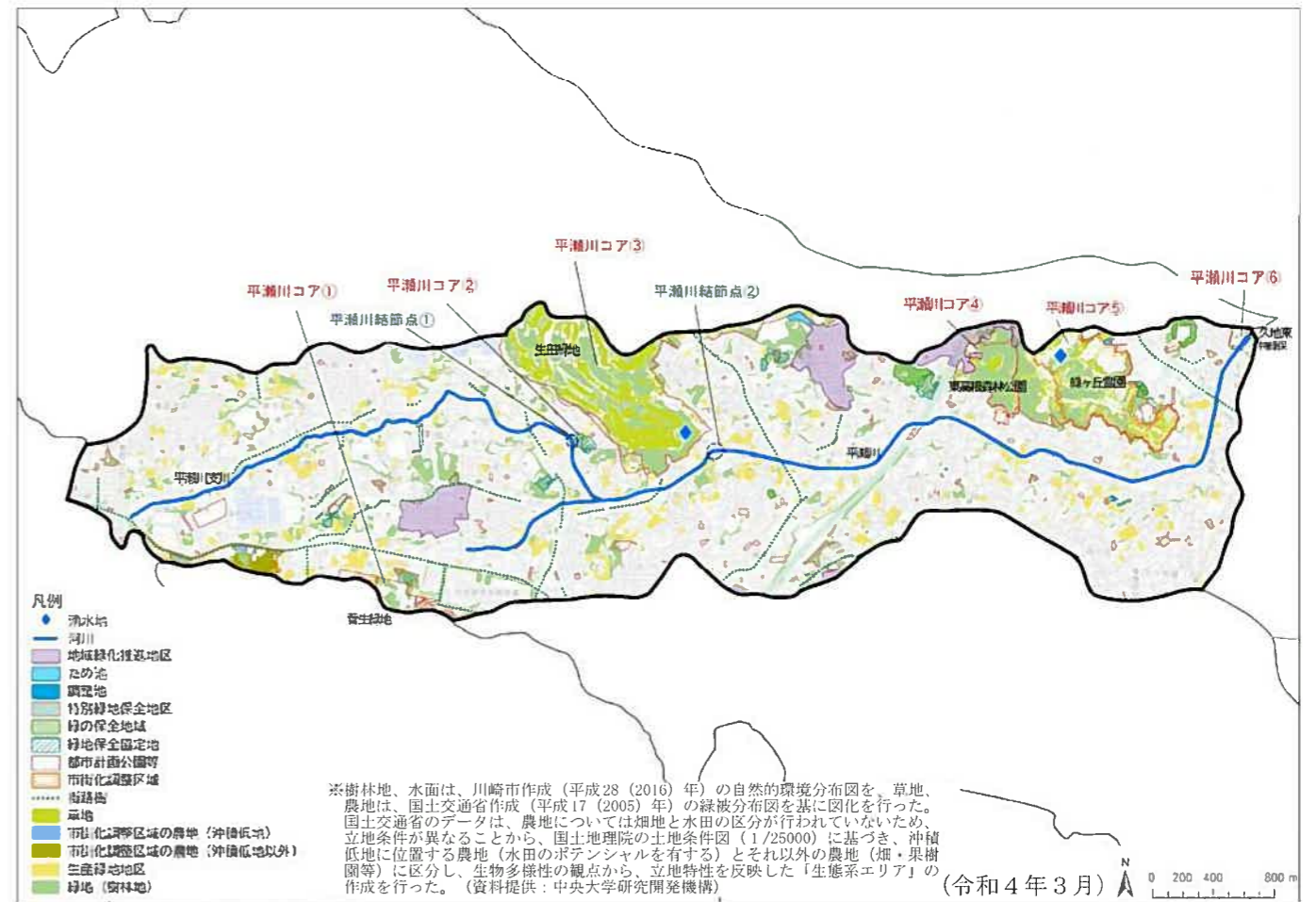
(2)生態系エリアごとの取組の方向性

- 現行戦略のエリア区分を元に、新たに河川の流域に着目し、地域特性やエリアの特徴を踏まえて、12エリアを設定
 - 河川と樹林地・農地とのつながりに着目して、取組の方向性を示す
 - 生物多様性の視点とともに、長期的な視点をもって取組の方向性を示す
- 「五反田山下生態系エリア」の取組の方向性
- 樹林地や農地の保全等により、生き物の生息・生育環境を保全・創出
 - 川の保全・整備を図るとともに、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりの推進
 - 地域特性に応じた公園等整備の推進により、生き物の生息・生育環境を保全・創出
 - 生田緑地については、生田緑地ビジョンに基づく、自然環境を活かした整備や、多様な主体による取組を推進



■ 「平瀬生態系エリア」の取組の方向性

- 樹林地や農地の保全等により、生き物の生息・生育環境を保全・創出
- 川の保全・整備を図るとともに、河川改修などの機会を捉えながら、地域特性に応じた川づくりの推進
- 地域特性に応じた公園等整備の推進により、生き物の生息・生育環境を保全・創出
- 生田緑地については、生田緑地ビジョンに基づく、自然環境を活かした整備や、多様な主体による取組を推進



■ 進行管理について

- 関連する各計画等における進行管理との整合を図る必要があることから、環境基本計画における進行管理等を活用して進捗の把握・点検を実施
- 生物多様性推進検討会議による進捗の把握や、関連性の高い計画等において戦略の考え方を取り入れて取組を実施
- 令和4（2022）年度に予定されている次期国家戦略の改定状況を踏まえて、必要に応じて見直しを実施

■ 「生物多様性かわさき戦略」でめざす未来ビジョン図



(8) 第2期川崎市文化芸術振興計画(改訂版)

川崎市、平成31(2019)年3月

改訂の方針

- 計画の体系は、第2期計画の体系を基本的に継続します。
- 第2期計画策定後の新たな取組を反映するため、取組項目等を見直します。
- 第2期計画における「重点施策」は、「横断的な視点」に位置づけを改めます。
- 総合計画第2期実施計画における成果指標を活用して、本計画全体の成果指標とします。

- ◎ 文化芸術を通じたダイバーシティ(多様性)とソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)を推進するため、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図ります。
- ◎ 更なる都市イメージの向上やシビックプライドの醸成に向けて、文化芸術を通じた川崎の魅力発信に取り組みます。

本市の文化芸術振興施策の基本方針

- 条例の趣旨を踏まえた本市の文化芸術振興施策における基本的な方針です。
- 本計画の体系や本計画に基づく施策の展開にあたり、その上位に位置づけられます。

- 基本方針1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
- 基本方針2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
- 基本方針3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
- 基本方針4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

計画期間

平成31(2019)年度から平成35(2023)年度の5年間

これからの本市の文化芸術振興の方向性

文化芸術資源を活かしたまちづくり

- ・ 音楽や映像、地域の歴史や伝統文化、産業遺産や産業施設、若者文化など、本市の多彩な文化芸術資源を活用して、川崎ならではの文化をより一層振興します。

文化芸術を担う人材の育成

- ・ 将来の「川崎の文化」を支える次世代の担い手の育成に取り組みます。

誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり

- ・ 子育て中の方や高齢の方、障害のある方など、より多くの方がそれぞれの状況に応じて文化芸術の楽しさを享受できるための取組を進めます。

「かわさきパラムーブメント」のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進

- ・ 「誰もが文化芸術に親しんでいるまち」の形成を目指した取組を進めます。

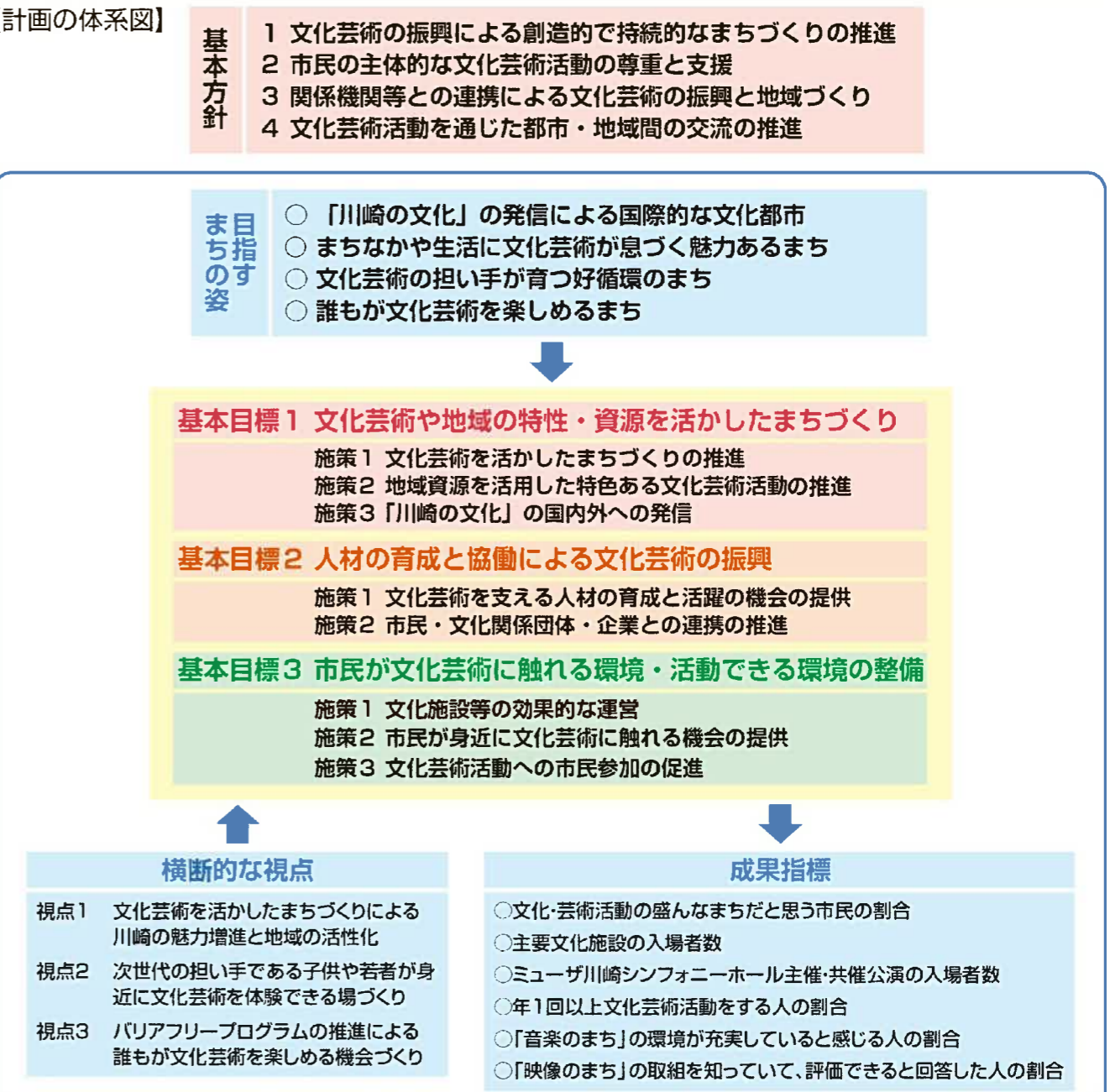
本計画で目指すまちの姿

- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち

本計画の体系

- ・ 「本計画で目指すまちの姿」を達成するため、3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定め、具体的な取組を進めます。
- ・ 本計画に基づく取組を推進する際の重要な視点を「横断的な視点」として位置づけます。
- ・ 総合計画第2期実施計画における成果指標を活用して、本計画全体の成果指標とします。

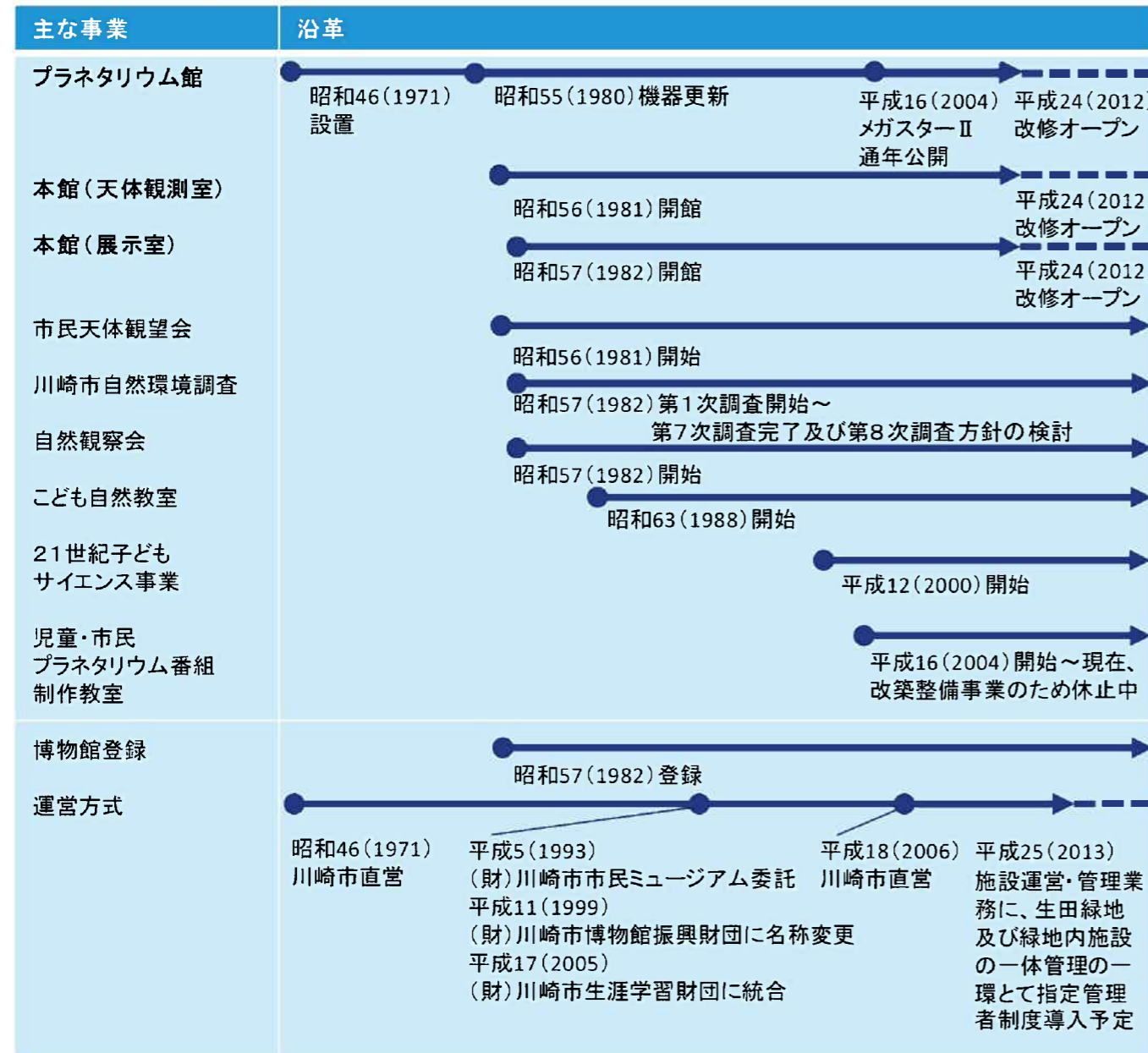
【計画の体系図】



(9) 川崎市青少年科学館運営基本計画

川崎市、平成24(2012)年3月

■ 川崎市青少年科学館の施設・事業・運営の成り立ち



■ 基本理念

市民とあゆむ 宙と緑の科学館

- 自然豊かな生田緑地に立地する科学館は、市民との協働、学校教育との連携等、市民に開かれた博物館としてのこれまでのあゆみを継承し、天文(宙)と川崎の自然(緑)を題材に、体験と知識の両方を大切にして、本質を探究する科学的視点に立った事業を展開し、科学教育を推進することで、科学への関心を高め、科学的な見方や考え方を養い、世界に目を開いて貢献できる人材を育てることを理念とします。
- さらに科学館の事業や活動を通じて人と人をつなぎ、共に学び楽しみ活動する生涯学習社会を創出し、個性と魅力が輝く地域(まち)づくりに寄与します。

■ 基本理念を実現するための4つの基本方針

(1) 開かれた博物館

① 市民と社会に貢献する活動

- 博物館活動の基盤である調査研究、収集保存活動を計画的に実施して、川崎市の貴重な財産である自然や天文に関する資料・情報を広く市民・利用者に提供し、充実した展示事業や教育普及事業を展開します。

② 快適で安全・安心な施設

- 誰もが安心して利用でき、いつ来ても使いやすく親しみのもてる施設であるために、利用者の視点に立って施設環境を整え、生田緑地利用者の憩いの場、市民の活動拠点、子どもたちが遊びに来られる場所として、多様な利用者のニーズに応えるサービスを提供します。

(2) 体験する博物館

① 自然体験

- 緑地に囲まれた立地を生かして、本物の自然に触れる観察や体験等の機会を提供し、自然への親しみや理解を深め、自然科学に興味を持つきっかけをつくります。

② 天文体験

- プラネタリウムの星空と本物の星空を結び、投影と天体観察を中心とした天文学習活動を展開することで、宇宙と科学に対する興味や理解を深めます。

③ 科学体験

- 実験や工作等、実体験と交流を通じて科学に触れる機会を創出し、市民・利用者の科学への興味や科学的思考を育みます。

(3) 育む博物館

① 学校教育支援

- 理科教育を支援する博物館として、川崎市内外の小中学校と密接に連携し、学習投影や実験教室、自然観察等を通じて、児童生徒の科学への理解や興味を育みます。

② 次世代育成

- 科学に興味を持つきっかけづくりから探究心や創造性を育てるまで、子どもたちの成長と自己実現を支援する学習活動を展開します。

③ 生涯学習・社会貢献活動支援

- 市民の生涯学習活動を支援し、自己実現や社会貢献につながる活動の場をつくり、学習内容や学習方法の提示等の支援体制の充実を図ります。

(4) つなげる博物館

① 人をつなげる

- 生田緑地で活動する市民団体をはじめ、川崎市でさまざまな活動を展開する市民と連携し、相互に支援しながら、情報交流の活性化や活動の充実を図ります。

② まちをつなげる

- 地域の市民・団体・企業等と連携し、生田緑地や多摩区をはじめとする川崎市の地域振興や文化振興を通じたまちづくりに貢献することをめざします。

③ 学びをつなげる

- 生田緑地内の文化施設をはじめとする類似・関連施設や大学等の機関と連携・協働し、展示、教育普及、調査研究、収集保存等の活動を充実させ、市民サービスの向上を図ります。

(10) **かわさき強靱化計画**

川崎市、令和4(2022)年3月改訂

■ 計画の目的

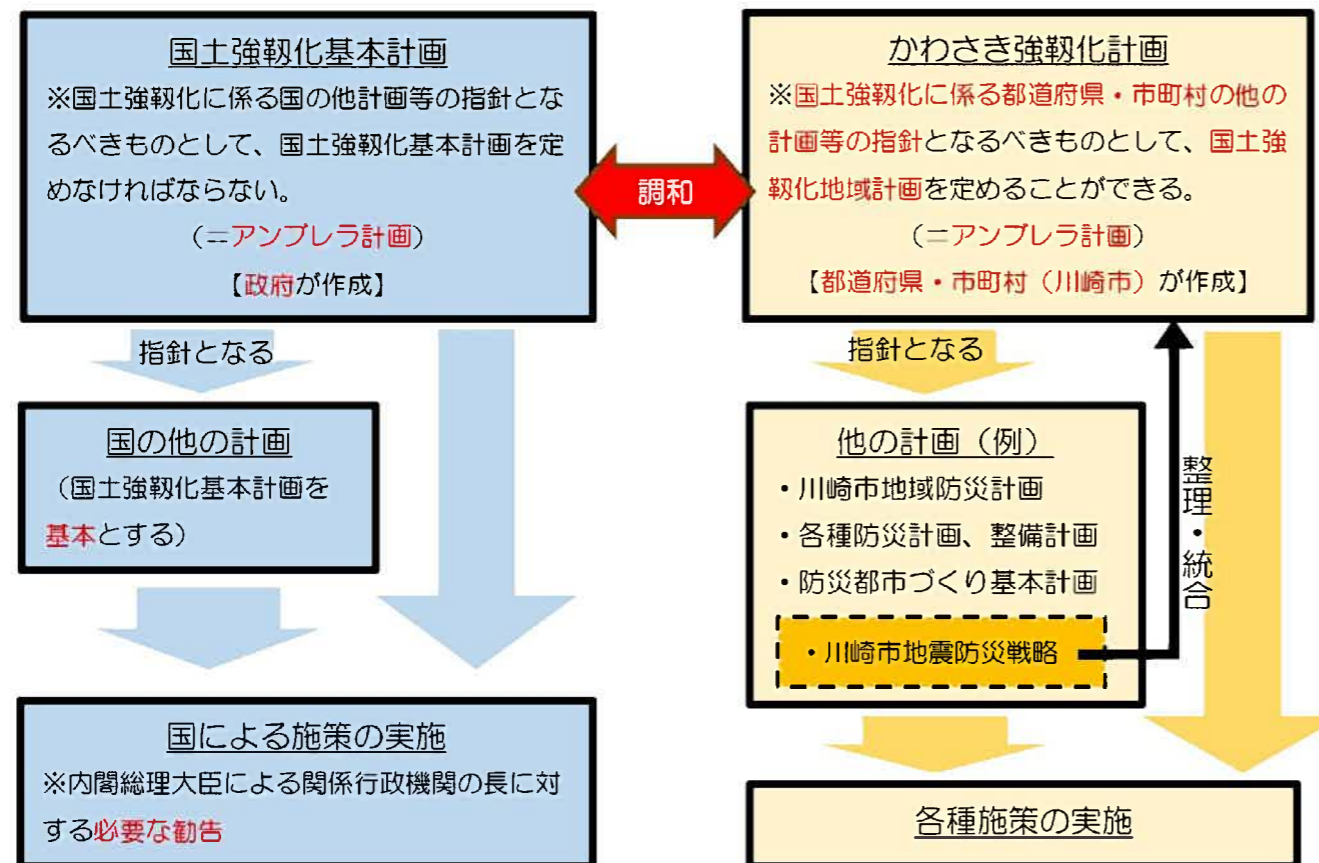
- 大規模自然災害時、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築すること。

■ 計画策定の経緯等

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）及び国土強靱化基本計画に基づき、平成28(2016)年3月に「川崎市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定。
- 平成28(2016)年3月に策定の「川崎市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）と連携し「強靱な地域」をつくるための取組を推進。
- これまでの取組は概ね計画通りに進捗してきた一方、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、強靱な地域づくりは引き続き喫緊の課題。
- 平成30(2018)年国土強靱化基本計画の改定や国土強靱化地域計画の計画期間が令和2(2020)年度末に終了することから見直しを実施。
- 併せて地震防災戦略も同時期に計画期間が終了することから、効率的かつ効果的な施策の推進の観点から国土強靱化地域計画に整理・統合。

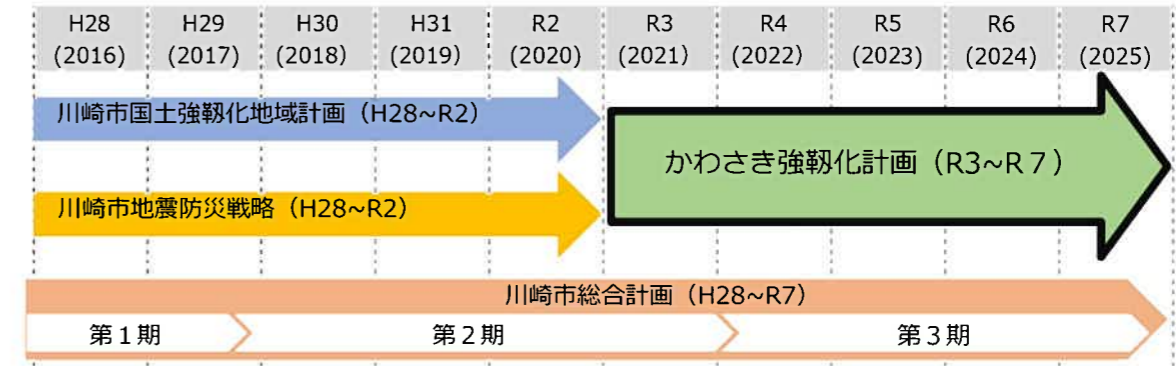
■ 国・川崎市における強靱化計画の位置付け

- 国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの（アンブレラ計画）



■ 計画期間

- 国土強靱化基本計画を踏まえ令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までとする。



■ 計画の基本的な考え方

● 計画の構成・特徴

- 事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）等を設定し、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、必要な施策を重点化
- 国土強靱化基本法第14条に基づき、国土強靱化基本計画を基本としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての役割などを踏まえて、基本目標、事前に備えるべき目標、リスクシナリオ等を設定

● 基本目標

- 国土強靱化基本計画及び前計画と同一のものとして、次の通り設定
 - 人命の保護が最大限図られる
 - 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - 迅速な復旧復興

● 事前に備えるべき目標

- 「災害時に一人の死者も出さず、迅速に復興する」ことを目指すこととする本市の災害対策の理想などを踏まえて、次の通り設定
 - 直接死を防ぐ
 - 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 - 必要不可欠な行政機能は確保する
 - 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
 - 経済活動を機能不全に陥らせない
 - ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

● 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

- 本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害〔崖崩れ〕、火山降灰など）